

みえ子どもスマイルレポート＜令和4年度(2022 年度)版＞
～「三重県子ども条例」および「第二期希望がかなうみえ 子ども
スマイルプラン」に基づく施策の実施状況について～

(案)

令和4年(2022 年)6月

三 重 県

目 次

はじめに	・・・ 1
1 子ども条例に基づく施策の実施状況	・・・ 3
2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく施策の 実施状況	・・・ 9
別表 令和3年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧	・・・ 57

はじめに

新型コロナウイルス感染症は新たな変異株が出現するなど長期化し、県民の暮らしや経済に大きな影響を与え続けています。

子どもたちにとっても例外ではなく、運動会や遠足、修学旅行などの学校行事の中止や規模の縮小、部活動の中止、地域イベントの中止や縮小など、子どもたちの豊かな育ちにつながるさまざまな体験の機会が失われたほか、外出の自粛、親の在宅勤務の普及による家庭生活の変化等がもたらす心身への影響も懸念されます。

令和3年の日本の出生数は6年連続で過去最少を更新し、合計特殊出生率も低下し続けており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。また、コロナ禍に伴う出会いの機会の減少、結婚の延期や取りやめなどにより、令和3年の婚姻数も減少していることから、今後も少子化が進行することが懸念されます。社会機能を維持するためにも少子化の進行を抑えることが喫緊の課題となっています。

このような中、本県の人口は、令和2（2020）年国勢調査において約177万人となり、前回調査からの減少幅は過去最大、ピーク時の平成19（2007）年の約187万人と比べると約10万人の減少となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30（2018）年推計）によると、2045年には約143万人となる見込みです。人口減少は一朝一夕には解決できない構造的な問題であることから、本県では令和4年度を「人口減少対策元年」と位置づけて体制を整備し、自然減対策と社会減対策を車の両輪として取組を充実、強化していくこととしています。

コロナ禍で新しい生活様式への対応が求められるなかにあっても、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりを着実に進めていくことが必要です。

県では平成23（2011）年4月に、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

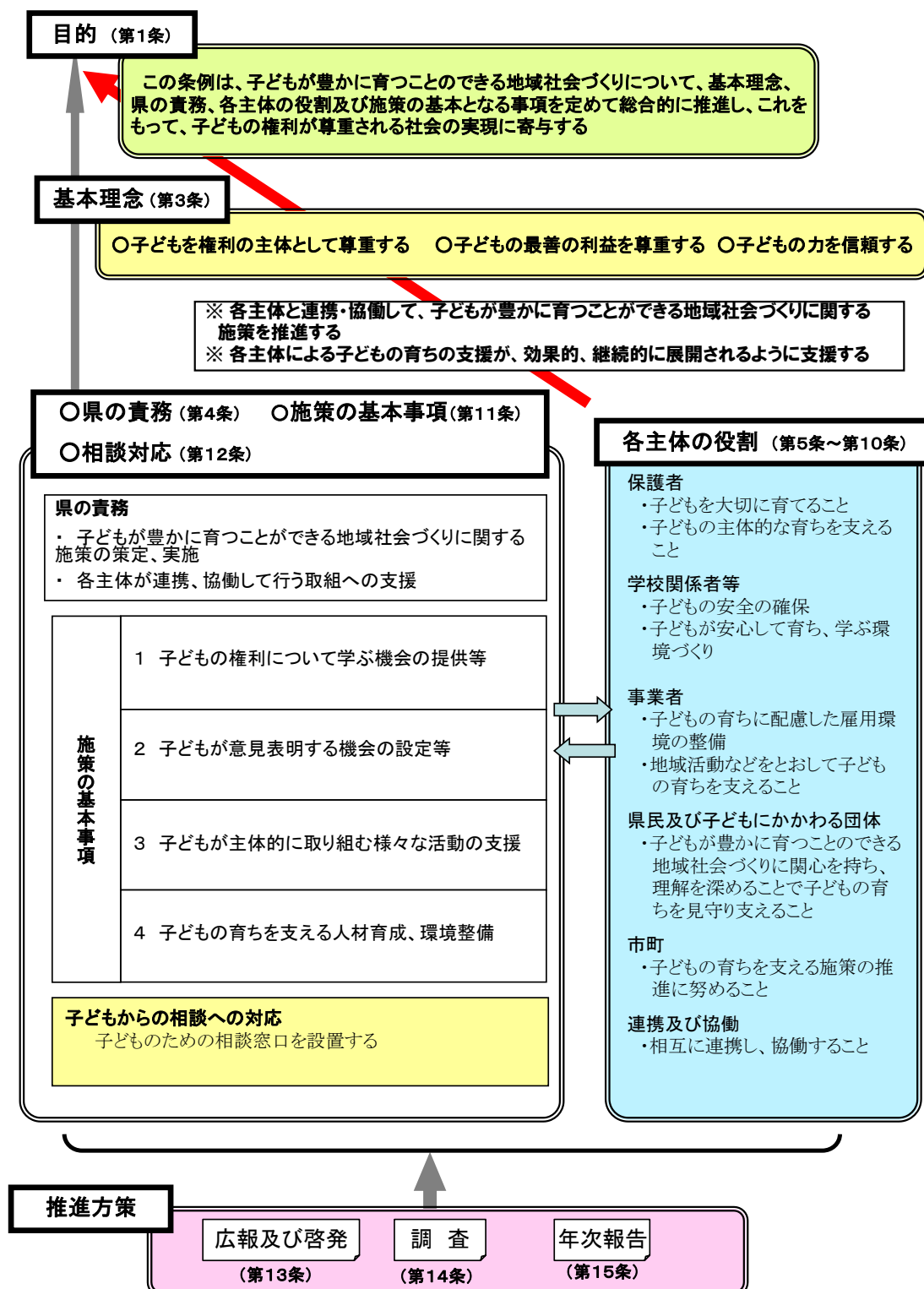
条例では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利や自ら育つ力と多くの可能性があるとしたうえで、「子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくり」を進めるため、「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」の3つを基本理念とするとともに、県の責務や子どもに関わるさまざまな主体の役割を明らかにしました。

このような中、平成26（2014）年度には少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけるとともに、条例の基本理念もふまえ、少子化対策、子ども・子育て施策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めてきたところです。また、令和元年度には、これまでの取組の成果と課題や子どもや子育てを取り巻く環境の変化をふまえ、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。第二期プランでは、人と人との結びつき、つながりである「縁」を大切にし、子どもや子育て環境を支援するうえで、「縁を育む、縁で支える」こと、そのことでこれまでの「協創」の取組

を一層実りあるものにしていくことを基本的な考え方としています。

この「みえ子どもスマイルレポート」は、今後の施策へ反映するため、子ども条例第15条の規定および「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」にかかる年次報告として、令和3年度の少子化対策や子ども・子育て施策に関する取組状況をまとめたものです。

「三重県子ども条例」の構成



1 子ども条例に基づく施策の実施状況

(1) 条例に基づく令和3年度の取組

子ども条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組むことを定めた条例です。

条例の施行から10年が経過し、その間さまざまな取組を実施してきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響など、子ども・子育て家庭をとりまく社会環境等の変化により、児童虐待やいじめなど以前から存在した子どもの権利にかかる課題が深刻化したり、ヤングケアラーなど新たな課題が顕在化したりしています。

こうした中、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見を表明できるようになることが大切であることから、これまで進めてきた取組を継続するとともに、子ども条例が施行から10年を迎えることを契機として、子ども自身が子どもの権利を知り、理解できるような取組を進めました。また、コロナ禍では弱い立場にある人ほど強い影響を受けやすいことから、子どもがどのような影響を受けているのかを把握するため、子どもの意見や思いについてのアンケート調査を実施しました。

①第11条に基づく施策の基本となる事項の取組

条例第11条では、県の施策の基本となる4つの事項を第1号から第4号に定めています。各号の内容と子ども・福祉部を中心とした主な取組を次のとおり整理するとともに、各部局での取組を別表にまとめました。

<1号：子どもの権利について学ぶ機会の提供等>

子どもが、自身の権利について学び、侵害されたときに声をあげることは、子どもの権利を守ることに繋がります。また、子どもの権利が守られるためには、子どもが権利を有する一人の独立した人格であるということを大人も理解することが必要です。

引き続き、子どもの権利について子どもも大人も学ぶことができるように進めていきます。

【令和3年度の主な取組】

◎子ども条例10周年の取組（子ども・福祉部 少子化対策課）

子ども条例が施行から10周年を迎えるのを機に、子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を提供する取組として、「子どもの権利ワークシート」および「デジタル絵本」を作成し、小学校等に配布しました。小学校で活用されたワークシートには、「自分にも権利があることがわかった」「友達にも権利があることがわかった」などの記載があり、子どもも権利の主体であることの理解が進みました。引き続き、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見を表明できるよう取り組むことが必要です。

◎「子どもの権利ノート」の配付（子ども・福祉部 子育て支援課）

児童養護施設に入所することになった子どもは、どんな生活を送ることになるのか、

自分の意見を言ってもいいのか、いじめや体罰はないのかなど、施設での生活に不安を抱いています。そこで、新しく児童養護施設に入所する子どもに対して、施設での生活がどのようなものかを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるよう「子どもの権利ノート」を配付しました。また、里親等に委託される子ども向けの「子どもの権利ノート」を令和3年度に新たに作成・配布しました。

「子どもの権利ノート」では施設等での生活や決まり、自分の持つ権利について記載されているほか、話し合ったこと、相談したことが書き加えられるようになっています。（令和3年度の配付人数 146 人）

また、施設等での生活で権利侵害等があったときに、自由に意見が言えるようにするために「子どもの権利擁護手紙」を配付しています。

＜2号：子どもが意見表明する機会の設定等＞

子どもが持っているさまざまな思いや意見を表すこと、表した思いなどが尊重されることは子どもの大切な権利です。意見表明の機会を積極的に設けることで、子どもの社会参加が促されることにつながります。

引き続き、子どもが意見を表明する機会を設定するとともに、表明された意見を尊重し、県の事業に反映するように進めていきます。

【令和3年度の主な取組】

◎児童相談所におけるアドボカシー（子ども・福祉部 子育て支援課）

平成30年度から、児童相談所職員を対象にアドボカシー※の研修を進めており、一時保護所においてはアドボカシーの考え方を取り入れて子どもとの面談を行っています。また、令和元年度からは児童養護施設等職員を研修対象に加えるとともに、里親研修にアドボカシーに関する内容を加えて研修しています。

令和2年度からは、県内関係者にアドボカシーの考え方が広がり、地域においてアドボカシーの取組が進むよう、市町職員等を対象に研修を実施しています。

※アドボカシー：子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護すること。

◎キッズ・モニターアンケートの実施（子ども・福祉部 子ども・福祉総務課）

県のさまざまな施策について、子どもの意見を集めるために、平成21年度からインターネットを使ってアンケートに答えていただく「キッズ・モニター」を募集・登録しています。令和4年3月末現在で、県内に在住または在学している小学校4年生から高校3年生までの方560名に登録いただいています。

令和3年度は「これからの公園について」「食の安全・安心について」など多岐にわたる6つの項目についてアンケートに答えていただき、施策実施にあたっての参考としています。

「コロナ禍における子どもの生活と子どもの権利について」と題したアンケートでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもがどのような影響を受けたのかを把握するため、「生活への影響」、「不安に感じることや不満に思うこと」、「周り

の大人や学校、社会に対して望むこと」について質問したところ、216 人から回答があり、学習の遅れや受験への影響を心配する声のほか、行事等の中止による体験機会の喪失を訴える声が数多くあったことから、子どもの居場所を拠点とした学習支援や、体験機会の充実などに取り組むことが必要です。

なお、子ども条例に関する設問では、条例の認知度が 55.1%となり、前年度(36.4%)から大きく上昇しています。

＜3号：子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援＞

子どもが自ら考える力や、思いや夢を実現していく力を身につけ、その力を発揮して成長していくことは、子どもの「育つ権利」を実現することにつながります。

引き続き、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援していきます。

【令和3年度の主な取組】

◎みえの子ども「夢☆実☆現」応援プロジェクト（子ども・福祉部 少子化対策課）

「自分の得意としている分野を極めたい」、「地域社会に貢献できる活動をしてみたい」などといった子どもの創意あふれる熱い思いをもとに、夢の実現に向けて子ども自身が考え工夫しながら実施する活動について、「みえ次世代育成応援ネットワーク」に加入する県内企業などと支援を行いました。令和3年度は5組の子どもが夢の実現に向けて取り組み、オンラインで実践報告会を開催しました。

◎高校生フェスティバル（教育委員会事務局 高校教育課）

日ごろの学習や文化活動の成果を発表する「高校生フェスティバル」を実施し、高校生約1,800人が参加しました。この中では吹奏楽等の舞台発表や写真、書道、美術・工芸、特別支援学校の生徒作品の展示を行う「みえ高文祭」、専門学科、総合学科、特別支援学校に学ぶ生徒の作品の展示を行う「三重県立高等学校産業教育フェア」、定時制・通信制に学ぶ生徒の代表が生活体験を発表する「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」などを行いました。

例年会場としている三重県総合文化センターに加え、子どもの学びや活動の成果を少しでも多くの方にご覧いただけるよう、一部のイベントをショッピングセンターで開催するとともに、総合文化センターでの発表の様子などをリモートで参加高等学校へ中継するなどしました。

＜4号：子どもの育ちを支える人材育成、環境整備＞

地域の中で子どもの育ちを支える人材の育成を行うこと、地域において子どもの育ちを支える活動が促進されるよう環境整備を行うことが必要です。

引き続き、人材育成や子どもに関わる団体等の活動を促進していきます。

また、条例第12条では、県が子どものための相談窓口を設置することを規定しており、各部局において多くの相談窓口を設けて子どもの悩みなどに対応しています。

これらの取組については、子どもの育ちを支える環境整備として、条例第11条第4号に含めて整理しています。

【令和３年度の主な取組】

◎みえ次世代育成応援ネットワークと連携した活動（子ども・福祉部 少子化対策課）
「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「みえの子ども応援プロジェクト」の取組である「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出につながるよう、企業と子育て支援団体とのマッチングの試行や、オンラインによるネットワークの会員交流会を実施しました。ネットワーク会員企業・団体等が子育て支援に主体的に関わる機会を創出し、多くの県民（住民、企業・団体）との連携や協働が進むことで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を推進していきます。

◎家庭教育応援の取組（子ども・福祉部 少子化対策課）

コロナ禍においてWeb上で子育てのヒントを学ぶことができるように、「家庭教育応援Web講座」を新たに37講座公開しました。保護者のつながりを築き、孤立を防ぐことを目的とした「みえの親スマイルワーク」については、取組の性質上対面で実施する必要があり、コロナ禍で新規実施市町は5市町にとどまりましたが、各地域において取組が広がるよう、市町職員向けに「みえの親スマイルワーク進め方講座」を2市において実施しました。支援を必要としている家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、今後の家庭教育応援の在り方も含め、効果的な取組等を検討する必要があります。

②第12条に基づく子どもからの相談への対応の取組

条例第12条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めており、この規定に基づいて「こどもほっとダイヤル」（電話相談窓口）を設置しています。

そのほか、県教育委員会ではいじめを対象にした「いじめ相談電話」やSNSを活用した相談、体罰に関する電話相談、教育相談などを、県警察本部では「少年相談110番」を設置しており、定期的に関係機関が集まる連絡会議を開催するなどして連携を図っています。

【令和３年度の取組】

◎子ども専用相談電話の運営（子ども・福祉部 少子化対策課）

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整えながら、子どもが自らの力で解決していくことができるように支えました。虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題については、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しています。

相談電話には、大人に意見を聴いてもらえなかったり、大人の良かれで自分のことが決められてしまったりすることに、つらい思いや不安な気持ちを抱えた子どもからの電話が数多く寄せられています。また、子ども自身が子どもの権利について学んでいないために、権利を侵害されていても相談につながりにくいといった問題も浮かび

上がっています。引き続き、相談電話に寄せられた子どもの声を受け止め、支えていくとともに、子どもの権利について子ども自身が知り学ぶ機会の提供や相談窓口の周知などに取り組む必要があります。

- ・フリーダイヤル
- ・相談時間：年末年始を除く毎日 13：00～21：00
- ・相談件数：1,026 件（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

③第 13 条に基づく県民の関心および理解の向上や県民の活動促進のための広報および啓発の取組

条例第 13 条では、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために必要な広報および啓発を行うことを定めています。

e-モニターアンケートの結果では、子ども条例について「名前も内容も知っている」「名前だけは知っている」と回答した方は 37.0%でした。引き続き、理解が一層広がるよう広報・啓発していくことが必要です。

【令和 3 年度の取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部 少子化対策課）【再掲（第 11 条第 1 号の取組）】

④第 14 条に基づく子どもの生活実態や意識に関する調査・公表の取組

条例第 14 条では、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について評価し、報告をまとめ、その結果を公表することを定めています。まとめた報告は施策への反映に努めることとしており、こうした一連の事務を通じて、より子どもの実態に沿った、必要な施策となるようブラッシュアップしていくこととしています。

子ども・福祉部では、数年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する調査を実施しています。直近では平成 30 年度に、小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生と、小学生、中学生の保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を「みえの子ども白書 2019」としてまとめました。

また、令和元年度には、第二期三重県子どもの貧困対策計画および第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたり「三重県子どもの生活実態調査アンケート」を実施しており、これら子ども・福祉部で実施している調査のほか、毎年度実施している「みえ県民意識調査」の結果なども加えて、子どもの生活実態や意識の把握を行っているところです。

令和元年度には、これらの調査結果をふまえたうえで「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像と位置づけた「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、令和 2 年度以

降は同プランに沿った取組を進めています。

（２）令和４年度の取組

コロナ禍により、子どもがさまざまなことを体験する機会や家族以外の人と触れ合う機会が減っています。令和４年度は、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出するとともに、子どもの居場所づくりや体験機会の創出に取り組めます。

①みえ次世代育成応援ネットワークと連携した活動

「みえ次世代育成応援ネットワーク」において、子どもの育ちや子育て家庭を応援しようとする会員企業や団体の活動を、相互に支援できるようなマッチングの仕組みの構築に向けて検討を進めています。例えば、子どもの社会体験の機会を創りたい団体と、その機会を提供することができる企業をマッチングし、団体にとっては活動の充実に、企業にとってはCSR活動による企業イメージの向上などにより、関わった双方がメリットを受けるような仕組みとします。

②子どもの居場所づくり

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたいという思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。また、子どもの居場所において、新たに始める学習支援や“体験の貧困”を解消する体験機会の提供などの活動に対する支援を行います。

2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況

県では、三重県子ども条例の基本理念もふまえ、平成 26 年度に少子化対策、子ども・子育て施策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（第一期プラン）（平成 27 年度～令和元年度）を策定しました。令和元年度には、第一期プランに引き続き「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、基本的な考え方として、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、「縁を育む、縁で支える」（「孤立」「孤独」にさせない）という視点を各取組の方向性として取り入れることとした「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（計画期間：令和 2 年度～6 年度）を策定しました。第二期プランでは、2 つの総合目標と 11 の重点的な取組に数値目標を設定し、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議との連携も図りながら、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、基本的な考え方のもと、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージごとに切れ目のない取組を進めているところです。

（１）ライフステージごとの主な取組状況と今後の取組方向

子ども・思春期

小中学校の養護教諭等を対象に将来のライフデザインを含めた性教育についての地区別講座を開催するとともに、教育現場において活用できるよう講座内容を編集したDVDを作成しました。また、予期しない妊娠や思春期の性について悩みを抱える方に対して、電話やSNSを活用した相談対応を行うとともに、医療機関受診の同行支援を行いました。今後も、予期しない妊娠などにより身体的、精神的な悩みや不安を抱えた方が身近な地域で必要な支援を受けられるよう地域の実情に応じた支援を行う必要があります。

ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助するとともに、生活困窮家庭の子どもの学習支援等を行いました。学習支援を受けられる子どもの人数は限られており十分とは言えないため、子どもへの学習支援等が、「子どもの居場所」なども含めた身近な地域で地域の実情に応じた手法で利用できるよう市町に働きかける必要があります。

「子どもの居場所」の運営団体は、もともと運営基盤がぜい弱な場合が多いことに加え、新型コロナウイルス感染症の対策経費が増加し、運営が苦しくなっているため、感染症対策用品等の購入経費を対象にした新たな補助金を創設し、活動を継続できるよう支援しました。

今後は、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体との連携を強化し、地域資源を活用しながら、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につなげることができるよう、誰でも参加できる「子どもの居場所」づくりを進める必要があります。また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。

県立高校の授業料に充てる就学支援金について、28,690 人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金について、3,316 人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒 288 人に対し修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象とするとともに、新入生に対する一部早期給付や、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行いました。引き続き、これらの修学支援制度による支援を行っていく必要があります。

児童相談所の対応力の強化のため、県内全ての児童相談所で AI を活用した児童虐待対

応支援システムを運用しています。また、北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置しました。児童虐待相談対応件数が増加する中、専門職の増員など、一層の対応力強化を進める必要があります。

社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、市町への支援として、全ての子どもとその家族に対して適切な福祉の支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けた相談会等の実施、要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣などを行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスターリング機関をこれまでの2カ所（北勢・伊賀）に加え、中勢管内にも設置し、里親交流会等の実施により、里親家庭の支援や新規登録に向けた普及啓発を行いました。引き続き、里親委託の推進等に向け、フォスターリング機関の整備を進める必要があります。また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。

「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出につながるよう、企業と子育て支援団体とのマッチングの試行や、オンラインによるネットワークの会員交流会を実施しました。また、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」に取り組んだほか、三重県子ども条例が施行から10周年を迎えるのを機に、子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を提供する取組として、「子どもの権利ワークシート」および「デジタル絵本」を作成し、小学校等に配布しました。引き続き、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見を表明できるよう取り組むことが必要です。

いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校、貧困をはじめとする生活上の課題に対応できるよう、心理や福祉の面からの専門的な支援を行うため、県立高校に配置しているスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置時間数を増やすとともに、児童生徒の不安や悩みに対応できるよう、教員OB等による教育相談員を配置しました。児童虐待については令和元年度に作成した「児童虐待気づきリスト」を改めて県立学校の生徒指導担当者に周知するとともに、児童虐待防止のための取組について研修を行いました。今後も、子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対して、SCやSSWを効果的に活用し、専門機関や医療機関とも連携して適切に対応することが必要です。

有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、学校等へ赴き出張講座を実施するなど、子どものスマートフォンやインターネットの適正利用の啓発に取り組みました。日々の生活においてICTの利活用が進む中、関係機関と連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。

若者／結婚

正規雇用への転換を希望する非正規雇用者等を対象に、キャリアコンサルティングを実施したほか、オンラインによる企業見学会等を開催しました。また、「みえ」の仕事マッチングサイトを活用し、県内企業の求人情報を発信しました。若年層で不本意非正規雇用者の割合が高いことから、引き続き、若者の就労に対する支援が必要です。

三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供しました。また、オンライン合同企業説明会を開催するなど、学生と県内企業との交流機会を創出するとともに、みえの企業まるわかりN A V I等により県内企業の情報発信に取り組みました。また、新たに県外の2大学と就職支援協定を締結しました。協定締結大学や県内経済団体等と連携し、インターンシップ情報サイトの活用も含めたインターンシップの取組を促進することで、県内企業のさらなる認知度向上に努める必要があります。

就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期間無業の状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できるよう、おしごと広場みえ内の専用相談窓口「マイチャレ三重」において、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行うとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓しました。また、「マイチャレ三重」における土曜日相談（月2回）を新たに開始したほか、SNSを活用した広報による支援対象者の掘り起こしを進めました。今後も、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援が必要です。

「みえ出逢いサポートセンター」において、結婚を希望する方への相談対応を継続するとともに、県内を3地域に分けて20市町と連携し、相談会や交流会など地域の実情に応じた広域的な事業に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により出会いの機会が減少する中、結婚を希望する方のニーズに応じ、引き続き丁寧な相談対応や地域における出会いの機会の創出に取り組む必要があります。

妊娠・出産

不妊や不育症に悩む夫婦の不安や悩みを傾聴し、精神的負担の軽減を図ることを目的に、不妊ピアサポーターを養成しました。また、新型コロナウイルス感染症などによる不安やストレスで、妊娠しやすいコンディションの維持が難しい状況になっていることが想定されることから、生活習慣での改善点等、妊娠しやすいコンディションの維持をテーマにした妊活講演会を開催しました。今後も不妊や不育症に悩む夫婦に寄り添い、精神的負担を軽減する取組が必要です。

不妊治療の保険適用を見据えて拡充された国の助成制度を活用しつつ、子どもを持ちたいと希望する方にこれまで以上に広く寄り添うことができるよう、県の助成制度における所得制限の撤廃などの支援を行いました。令和4年4月からの不妊治療への保険適用に伴い、保険適用外となった治療等に対する県独自の経済的支援を行う必要があります。

不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、企業の人事担当者等を対象に講演会やセミナーを開催し、不妊治療への理解促進を図りました。また、職場と当事者の橋渡し役となる不妊症サポーターの養成講座を開催するとともに、専門的な知識のあるアドバイザーを企業に派遣して、フレックスタイム制などの柔軟な勤務体制の導入に向けた支援を行いました。引き続き、企業に対して不妊治療への理解促進を図り、治療を受けやすい環境づくりを進めていく必要があります。

「出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）」の取組として、母子保健体制構築アドバイザーの市町への派遣、母子保健コーディネーターの育成等を行いました。また、市町に対して産後ケア事業の実態調査を行い、産後ケア事業の充実に向けた検討を行いました。さらに、新型コロナウイルスに感染し、退院後の不安を抱える妊産婦に対し、助産師や保健師の訪問による専門的な相談・支援を行いました。今後も産後ケア事業等に取り組み、妊産婦に寄り添った支援を行う必要があります。

「三重県医師確保計画」に基づき、若手医師のキャリア形成支援と医師の地域偏在の解消を目的に、医師修学資金貸与者等に地域医療支援センターキャリア形成プログラムの活用を呼びかけました。また、将来における産婦人科・小児科専門医の確保を図ることを目的とした補助制度を新たに創設し、医学生や研修医等を対象に専門性を高める取組に係る経費への支援を行いました。依然として産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、引き続き、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図っていく必要があります。

子育て

待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談や新任保育士の就業継続支援研修、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修、潜在保育士向けのWeb研修や職場体験の機会の提供を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付を行いました。あわせて、保育所等が働きやすい職場となるよう、Webサイトにおける求人情報や職場改善に取り組む保育所の紹介などの情報発信、働きやすい職場環境づくりに向けた講師派遣等を行いました。

さらに、保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修や、病児保育の運営の支援を行いました。今後も、保育人材の確保等を通じて、質の高い幼児教育・保育の取組を支援していく必要があります。

個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。また、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。

男性の家事や育児にかかる写真等を募集・表彰する「パパの育児フォトコンテスト」や、これから親になっていく若い世代（NEXT親世代）を対象として、男性の育児参画への理解を深めるワークショップを開催するなど、男性の育児参画の普及・啓発に取り組みました。また、「とるだけ育休」など、男性の育児参画における課題に対応するため、市町や民間企業等と連携し、家事・育児の分担等への理解促進を目的としたワークショップを開催しました。さらに、令和4年4月の改正育児・介護休業法に基づき、企業等が実施する男性の育児休業に関する研修に活用できる資料等を作成しました。法改正もふまえ、男性の育児参画が当たり前の社会となるよう、男性の育児参画の推進に向けた気運醸成や男性の育児参画の質の向上を図る必要があります。

三重大学医学部附属病院が実施する医療従事者等を対象とした研修事業に対して補助を行うなど、小児在宅医療に関わる人材の育成に取り組みました。引き続き、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制の整備や人材育成等の取組を促進する必要があります。

医療的ケア児・者の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児・者に係る関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーターを養成する研修を実施するとともに、医療的ケア児・者スーパーバイズチームの活動支援に取り組むなど、地域ネットワークを側面的に支援しました。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたことを受け、令和4年4月1日に三重県医療的ケア児・者相談支援センターを開設しました。同センターを中心に医療的ケア児・者やその家族からの相談等に応じるとともに、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域でのさらなる受け皿整備に取り組む必要があります。

「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターにおいて、ハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就労相談を行うとともに、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を支給することにより、ひとり親の能力開発を行い、就業を支援しました。

発達障がいのある子どもへの地域における支援体制を強化するため、県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域の小児科医等を対象に連続講座を開催しました。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによる「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を進め、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。さらに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材育成を行うとともに、「CLM（Check List in Mie）と個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入促進に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。

特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高校等の教員に対して助言などを行いました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修（2回）を実施しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座（8回）を実施し、子どもへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもがどの学校にも在籍する可能性があることや、通級による指導を担当する経験の浅い教員の指導と支援の専門性の向上を図る必要があることから、教員の指導の実践力に応じた研修会を開催するなど、発達障がい支援に係る専門性の向上を図る必要があります。

働き方

働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、健康経営の視点も入れながら、中小企業等へのアドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進めました。また、時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークに関する相談窓口を設置するとともに、導入を検討している中小企業等にアドバイザーを派遣しました。今後も広く「働き方改革」が進むよう取り組むとともに、労働力不足が深刻な業種等を対象に、課題解決に向けたさらなる取組が必要です。

働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修会等を実施し、女性の再就職を支援しました。引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に、就労継続の意識啓発を進めていく必要があります。

環境の整備等

千葉県八街市で下校中の児童が死傷した交通事故を受けて、各市町で策定する通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の一斉点検を実施して、対策必要箇所を抽出するとともに、その結果を関係部局や警察と共有し、安全対策の取組を進めました。また、学校安全アドバイザーによる登下校の安全対策に係る学校への助言、交通安全担当教員や学校安全ボランティアであるスクールガードへの講習を行いました。今後も引き続き、安全対策の取組を市町や関係機関へ働きかけるとともに、地域における学校安全推進体制の構築に向け、スクールガードによる見守りの強化や安全教育を一層進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症に起因する相談件数の増加に対応するため、相談員の増員や相談日の拡充など、令和2年度に引き続き「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」の相談体制を強化しました。また、感染症関連情報をはじめ、外国人住民が必要とする行政・生活情報を多言語で提供しました。今後も、相談体制の充実や適切な情報提供に努める必要があります。

外国人児童生徒巡回相談員を増員して各市町や小中学校に派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応や日本語で学習する力の習得、保護者への支援を行うとともに、外国人児童生徒巡回支援員を配置して翻訳等の支援を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、学習支援に取り組む市町への財政的支援や翻訳業務の支援を強化しました。今後、小中学校において、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍校での指導状況を把握するとともに、各市町と連携し、児童生徒への日本語指導に係る支援を進めることが必要です。

(2) 重点的な取組の進展度

11の重点的な取組の進展度について、重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に4段階で判断したところ、 (進んだ) と評価した取組は4項目、 (ある程度進んだ) は5項目で、 (進まなかった) と評価した取組は「幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援」の1項目でした。**(未確定：1項目)**

重点的な取組	進展度
	R3
1 子どもの貧困対策	 (ある程度進んだ)
2 児童虐待の防止	 (進んだ)
3 社会的養育の推進	 (進んだ)
4 若者等の雇用対策	未確定
5 不妊に悩む家族への支援	 (ある程度進んだ)
6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	 (進んだ)
7 周産期医療体制の充実	 (ある程度進んだ)
8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	 (進まなかった)
9 男性の育児参画の推進	 (ある程度進んだ)
10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	 (ある程度進んだ)
11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	 (進んだ)

※重点的な取組の進展度の判断基準

区 分	重点目標の達成率（達成状況）
 進んだ	100%（1.00）
 ある程度進んだ	85%以上100%未満（0.85以上1.00未満）
 あまり進まなかった	70%以上85%未満（0.7以上0.85未満）
 進まなかった	70%未満（0.7未満）

重点目標の達成率（重点目標が複数ある場合は単純平均）の結果により、4段階に区分したうえで、モニタリング指標の動向や取組実績等の情報をもとに、総合的に進展度を判断します。

(3) 総合目標

総合目標	現状値	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度実績	目標値
合計特殊出生率	1.47 (R元年)	1.42 (R2年)	未発表 (概数) (R3年)			1.8台 (2020年代 半ば)
「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と感じる県民の割合	51.2% (R元年度)	56.2%	53.0% (速報値)			63.5% (令和6年度)

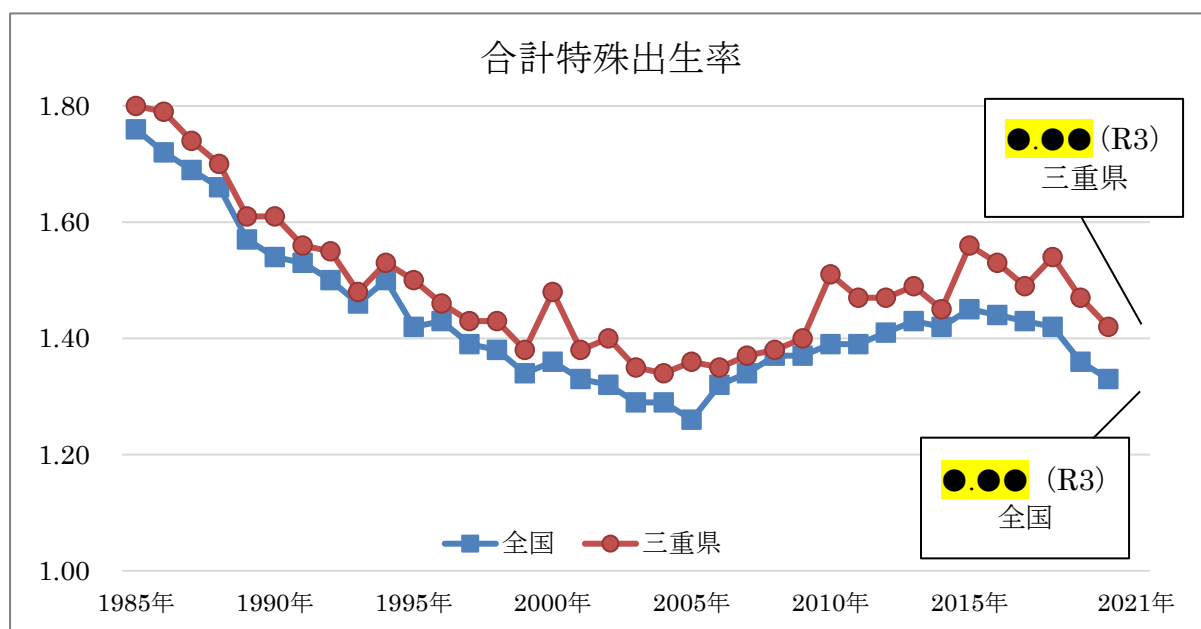
※令和3年(2021年)の合計特殊出生率(概数)が公表されましたら(例年6月上旬頃)、内容を更新します。

①合計特殊出生率

本県の合計特殊出生率は1.45(令和2(2020)年)で、前年より0.02ポイント減少しました。全国は1.34で、本県の合計特殊出生率は全国より高いものの、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の目標である1.8台(県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準「希望出生率」とは)かい離があります。

近年の婚姻率の低下、雇用情勢、子育て環境など、個々人を取り巻くさまざまな要因に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられることから、引き続き、出会いの支援、若者の県内定着や雇用環境の改善、子育てしやすい環境づくり、妊娠・出産の支援など、幅広い視点からの少子化対策をさまざまな主体と協創しながら進めていく必要があります。

図表1 合計特殊出生率の推移【人口動態統計】



※2021年は概数

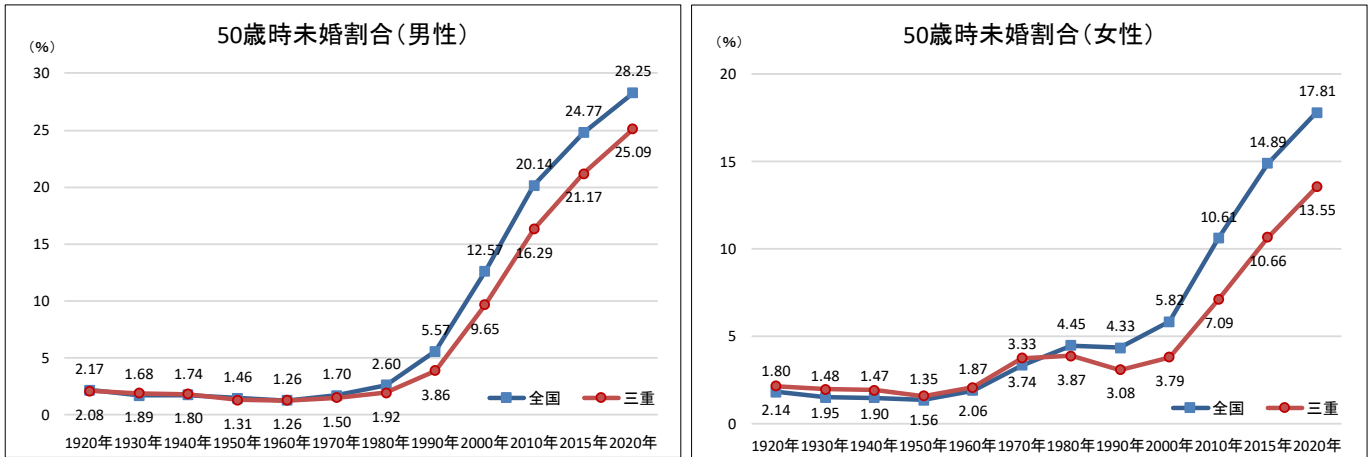
出生率の変化は、結婚行動の変化と結婚後の出産行動の変化という2つの要因が大きいと言われています。

以下では、国等のデータに加えて、県が実施した「みえ県民意識調査」の結果等を用いながら考察を行います。

○結婚についての意識や行動

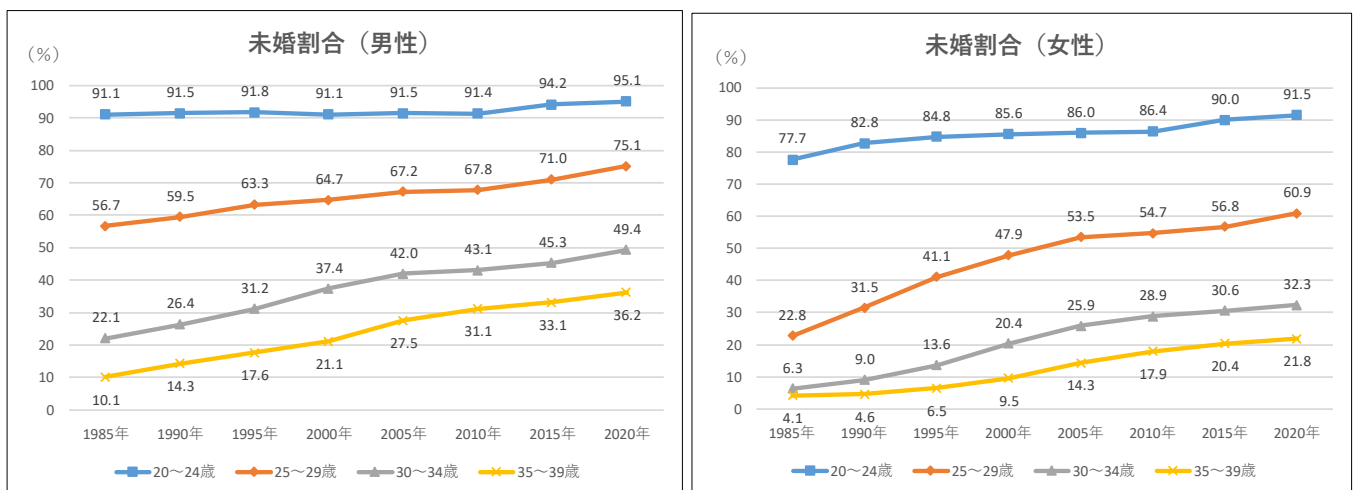
三重県の50歳時未婚割合は、男女とも全国より低い水準であるものの上昇傾向にあります。令和2（2020）年において、男性で約4人に1人、女性で約7人に1人が未婚となっています。

図表2-1 50歳時未婚割合の推移【国勢調査】



三重県の20～30歳代の未婚割合は男女ともに長期的に上昇傾向が続いており、若い世代の結婚離れが一層進んでいます。

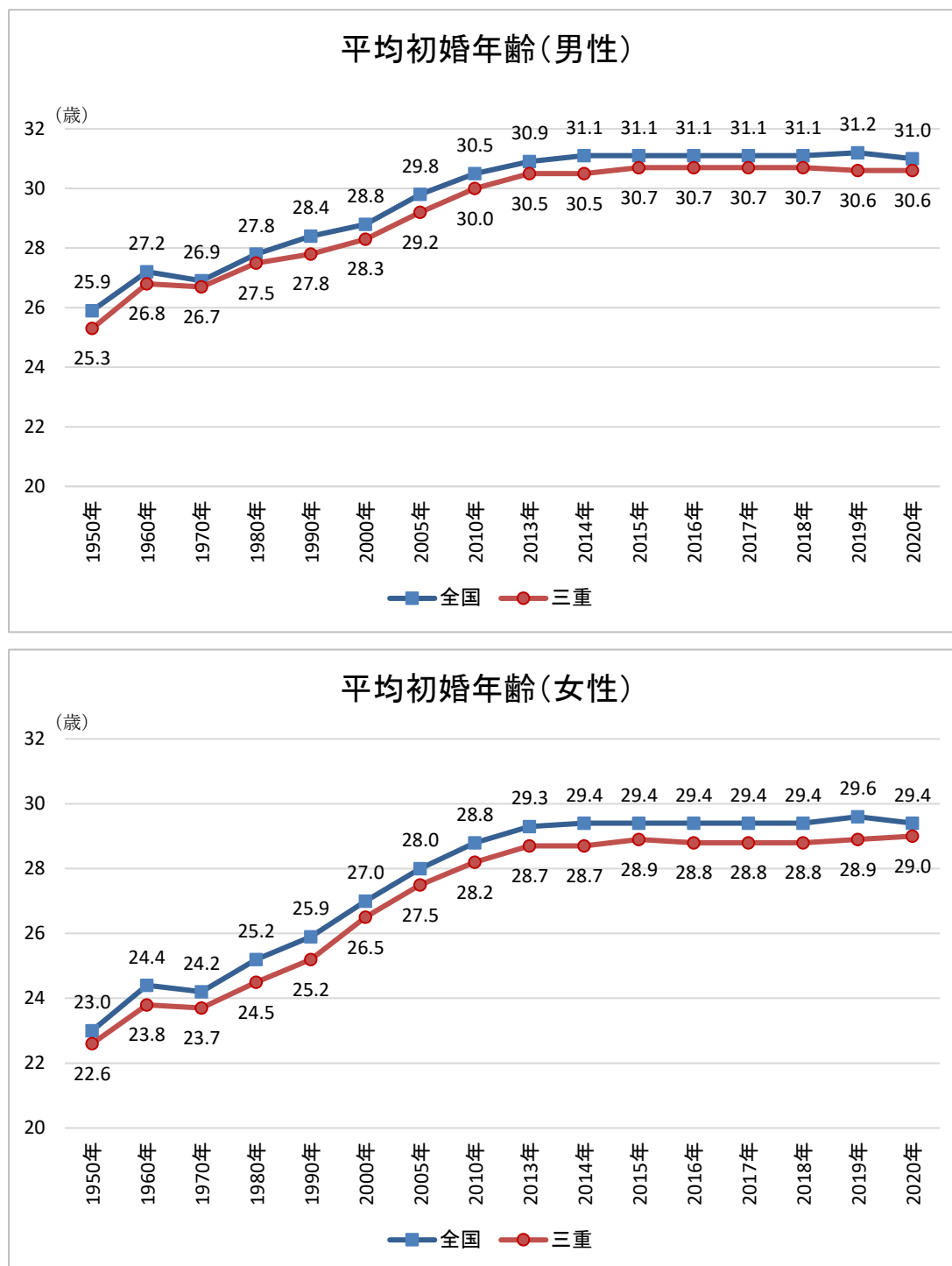
図表2-2 三重県の年齢階級別未婚割合の推移【国勢調査】



晩婚化の指標である平均初婚年齢は過去 30 年以上にわたり上昇し、ここ数年は男女とも高止まり状態となっています。三重県が実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」(平成 29 年度)では、理想の結婚年齢は平均で男性が 29.3 歳、女性が 27.4 歳であり、令和 2 (2020) 年の平均初婚年齢とは男性で 1.3 歳、女性で 1.6 歳の差があり、理想との間でギャップが生じています。

※令和 3 年 (2021 年) の平均初婚年齢 (概数) が公表されましたら (例年 6 月上旬頃)、内容を更新します。

【図表 3】 平均初婚年齢の推移【人口動態統計】

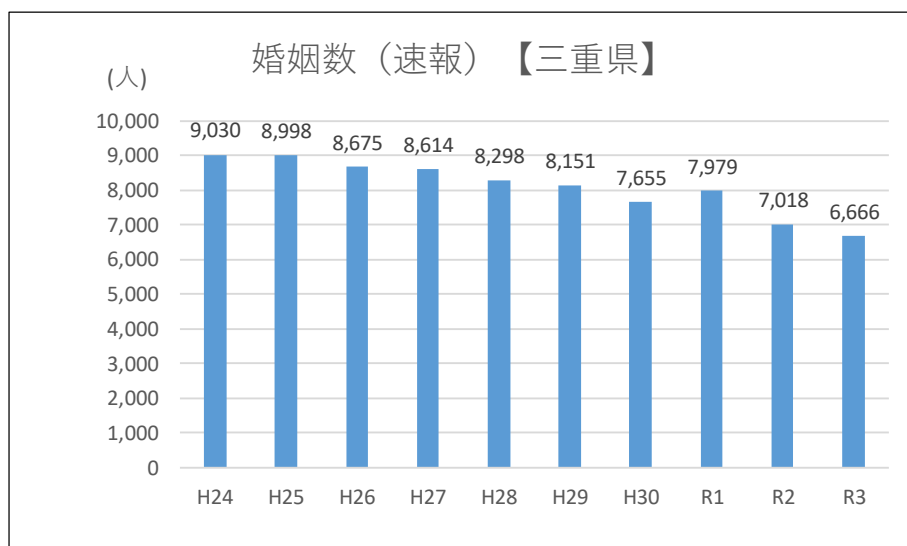


※2020 年は概数

令和3（2021）年の婚姻数（速報）は、全国、三重県とも前年（令和2（2020）年）より減少しており、三重県は前年比 95.0%（前々年比 83.5%）で2年連続の減少となりました。長引く新型コロナウイルス感染症による出会いの機会の減少や雇用環境、経済状況の悪化などの影響を受けている可能性もあります。

父母が結婚生活に入ってから第1子出生までの平均期間は2.45年（令和元年度、全国）であることから、婚姻数の減少は、今後数年間の出生数の減少につながる可能性があります。

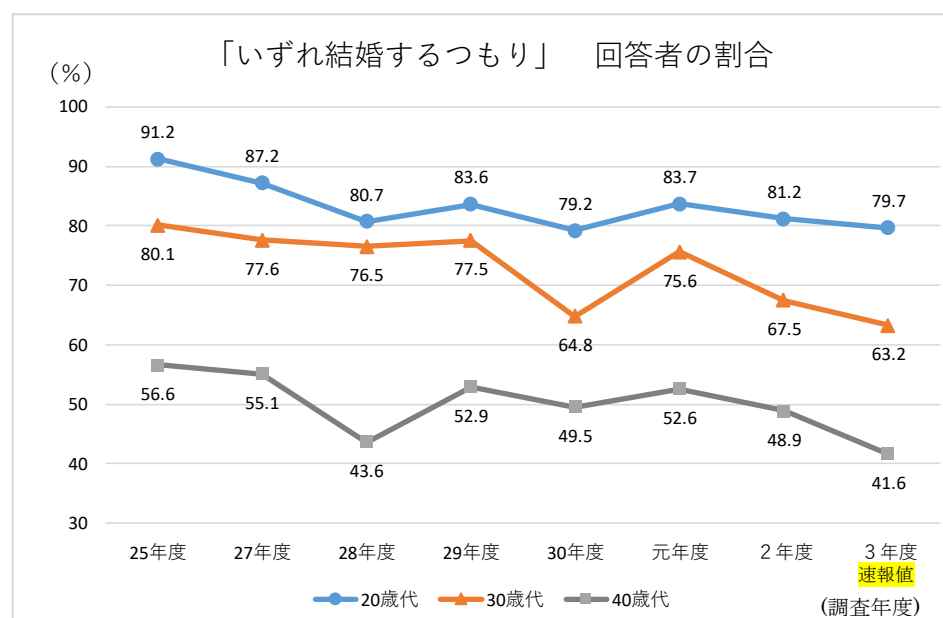
図表4 三重県の婚姻数（速報）【人口動態統計】



また、第11回みえ県民意識調査（令和3（2021）年度）（速報）によると、20歳代～40歳代の未婚者における結婚に対する考えは、「いずれ結婚するつもり」と回答した割合がいずれの年代においても2年続けて減少しており、特に30歳代～40歳代の減少幅が大きくなっています。

長引くコロナ禍により、出会い支援団体や市町等が開催する出会いイベント等が自粛され、出会いの機会が減少していること、経済状況の悪化による収入や雇用の不安が広がっていることなども、今回の意識調査結果（「いずれ結婚するつもり」回答割合の低下）に反映されたことが考えられます。

図表5 未婚者における年代別「いずれ結婚するつもり」の回答者の割合【みえ県民意識調査】



※設問「今後の人生を通して考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか。」

『1 いずれ結婚するつもり』『2 結婚するつもりはない』の回答割合。

平成29年度以降の調査においては、20歳代の割合は18～19歳の回答を含みます。

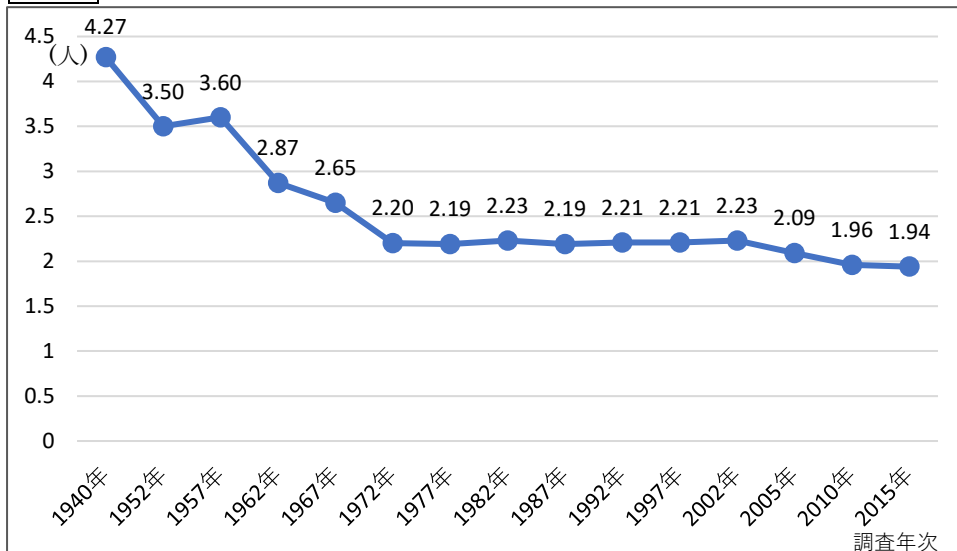
平成26年度調査においては、同調査項目はありません。

○結婚後に子どもを持つことについて

日本では婚姻関係にある夫婦から生まれた子（嫡出子）の割合が高く、非嫡出子（婚外子）の割合は数％です。（非嫡出子の割合：令和2（2020）年 2.4％（人口動態統計））

有配偶者の出生状況について、夫婦の完結出生児数（全国）を見ると、1970年代～2002年まで2.2人前後で安定的に推移していましたが、2010年には2人を切り、直近の2015年には過去最低である1.94人になっています。

図表6 夫婦の完結出生児数【全国】【第15回出生動向基本調査（夫婦調査）（2015年）】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

※対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子供数不詳を除く）。各調査の年は調査を実施した年です。

これまでの「みえ県民意識調査」を見ると、有配偶者の理想の子どもの数は2.5人程度であるのに対して、調査時点における有配偶者の実際の子どもの数は2.0人前後であり、理想と実際の子どもの数にはギャップがあります。

図表7 有配偶者における理想の子どもの数、実際の子どもの数【みえ県民意識調査】

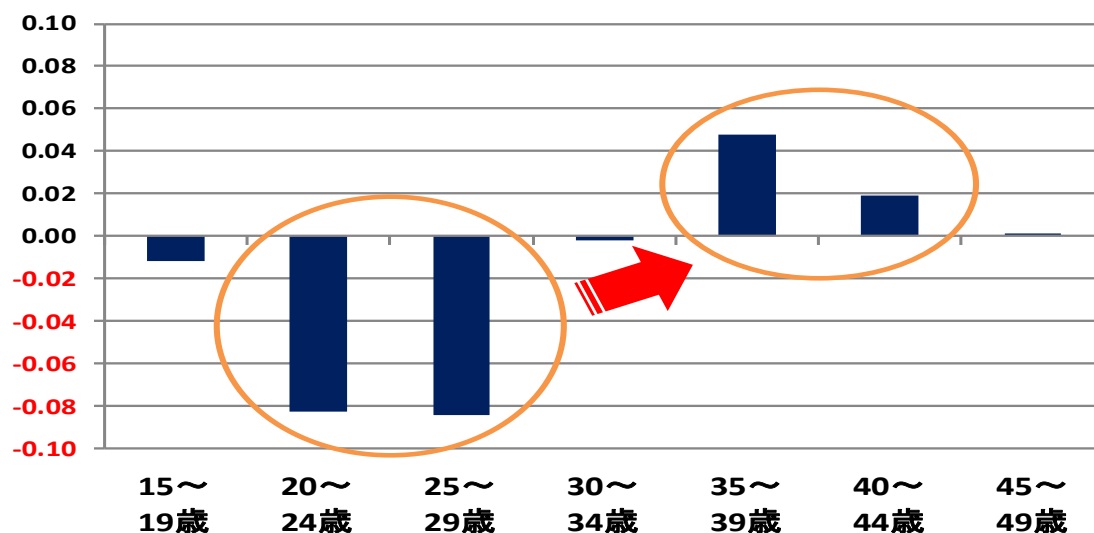
調査年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3(速報)
理想の子どもの数 (平均人数)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4
実際の子どもの数 (平均人数)	2.0	2.0	2.0	1.8 (18歳未満)	1.8 (18歳未満)	1.8 (18歳未満)
				2.1 (18歳以上)	2.0 (18歳以上)	2.1 (18歳以上)

第11回調査（令和3年度）において、実際の子どもの数が理想の数より少ない理由として有配偶者が挙げたものは、回答の上位から、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（81.4％）、「仕事と子育てを両立できる職場環境ではないから」（60.8％）、「子どもを育てる環境（保育所、学校など）が整っていないから」（29.0％）、「ほしいけれどもできないから」（21.5％）などとなっており、上位項目は過去の調査から変わっていません。

三重県の合計特殊出生率の女性年齢（5歳階級）別の変化（令和2（2020）年と平成22（2010）年の比較）を見ると、令和2年の合計特殊出生率（1.42）は、10年前の平成22年の合計特殊出生率（1.51）よりも低くなっていますが、女性年齢（5歳階級）別の合計特殊出生率の増減をみると、35歳以降では令和2年の方が高くなっており、晩産化していることが分かります。

図表 8 女性年齢（5歳階級）別にみた合計特殊出生率の増減（令和2年－平成22年）

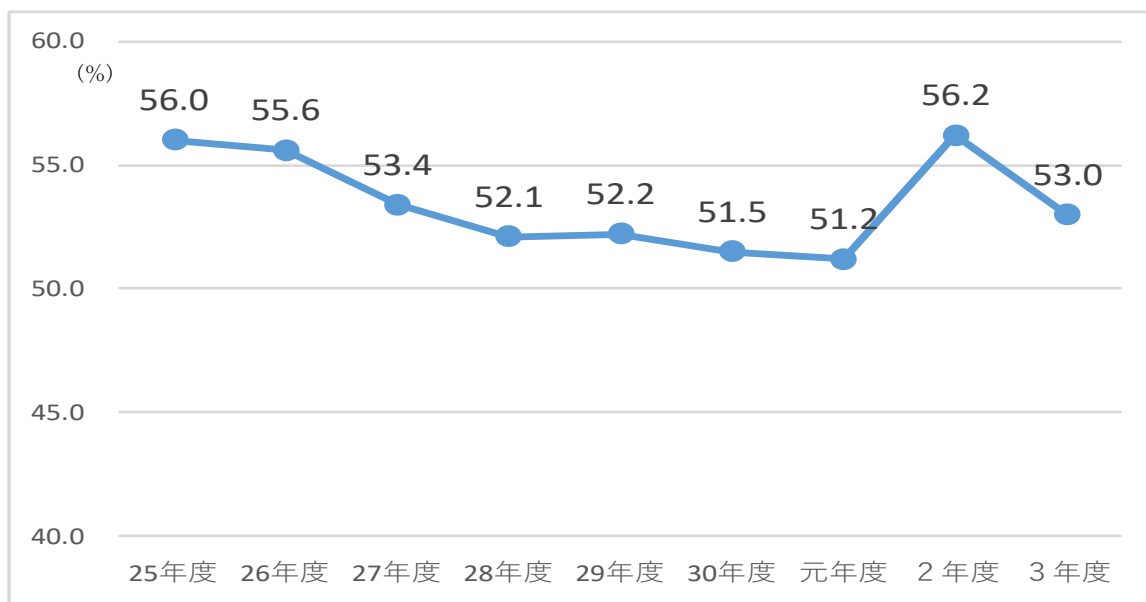
【人口動態統計等により県が作成】



②地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合

第 11 回みえ県民意識調査（令和 3（2021）年度）によると「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は 53.0%で、過去最高を記録した前年度実績 56.2%より 3.2 ポイント減少しました。令和 6（2024）年度の目標値（63.5%）とは、10.5 ポイントの差となっています。

図表 9 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移
【みえ県民意識調査】



※「感じる」「どちらかといえば感じる」割合の合計

※令和 3 年度は速報値

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を属性別に見ると、図表 10 のとおりです。

性別では、過年度から女性のほうが男性より実感している割合が高くなっています。令和 3 年度においては、男女ともに割合が下落していますが、男性のほうが下落幅が大きく、その差が開いています。

年代別では、令和 3 年度において、特に 20 歳代の上昇幅が大きく、30 歳代は横ばい、40 歳代以上の年代では下落しています。特に 50 歳代、60 歳代の下落幅が大きくなっています。

職業等別では、経年で見ると高い方から専業主婦・主夫、パート・バイト・派遣、正規職員の順で変わっていませんが、令和 3 年度においてはいずれも下落しています。

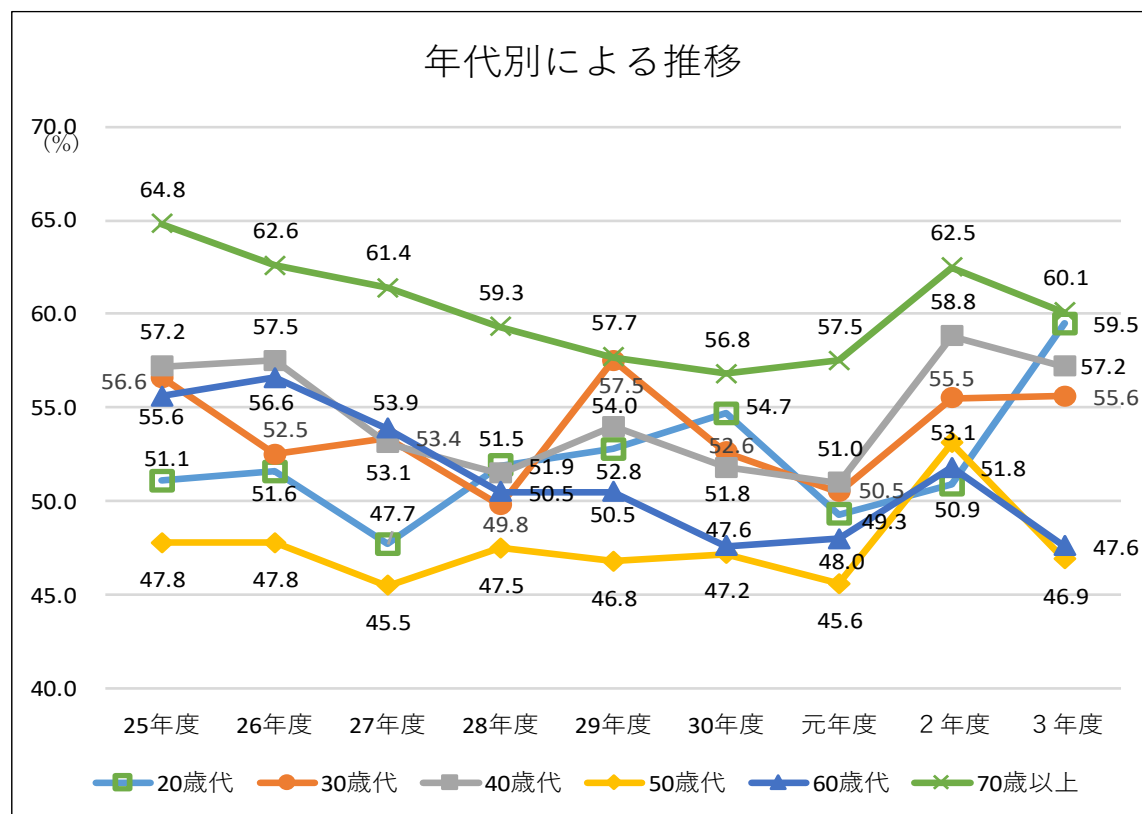
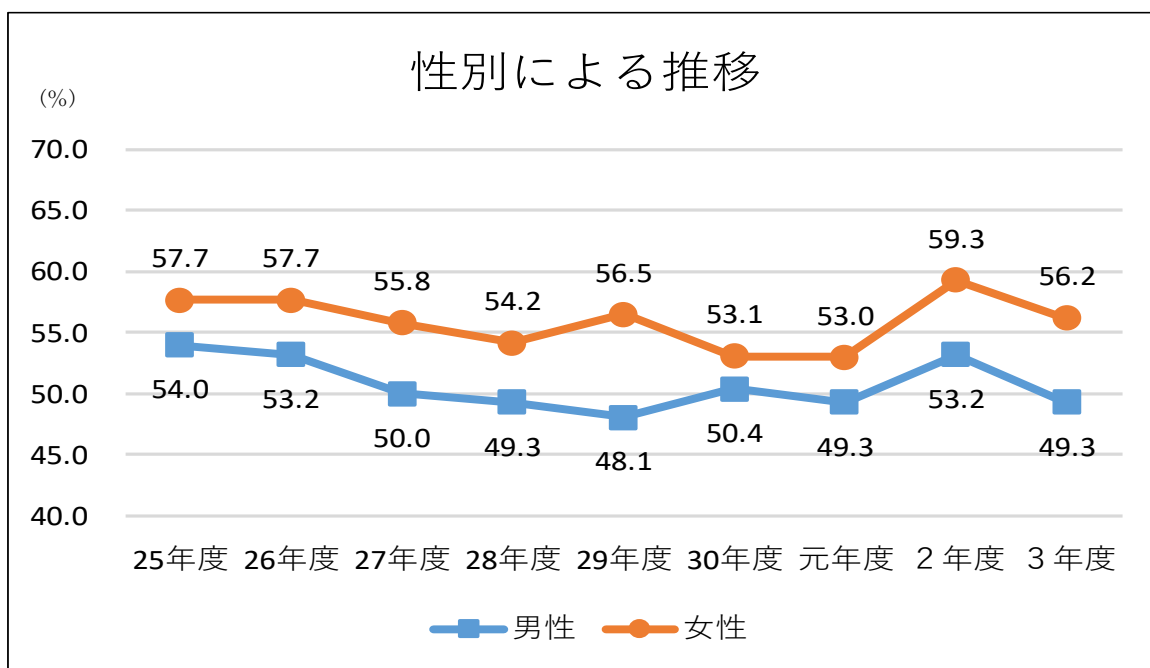
未婚者と有配偶者では、過年度から有配偶者のほうが実感している割合が高くなっています。令和 3 年度においては、有配偶者の割合が下落する一方、未婚者の割合は上昇しています。

以上より、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、「男性、50～60 歳代、正規職員、未婚」といった属性の方の実感する割合が小さくなっています。育児をする平均時間は女性より男性の方が短く、また正規職員、未婚の方は子どもと接する機会が少ないことが要因として考えられます。

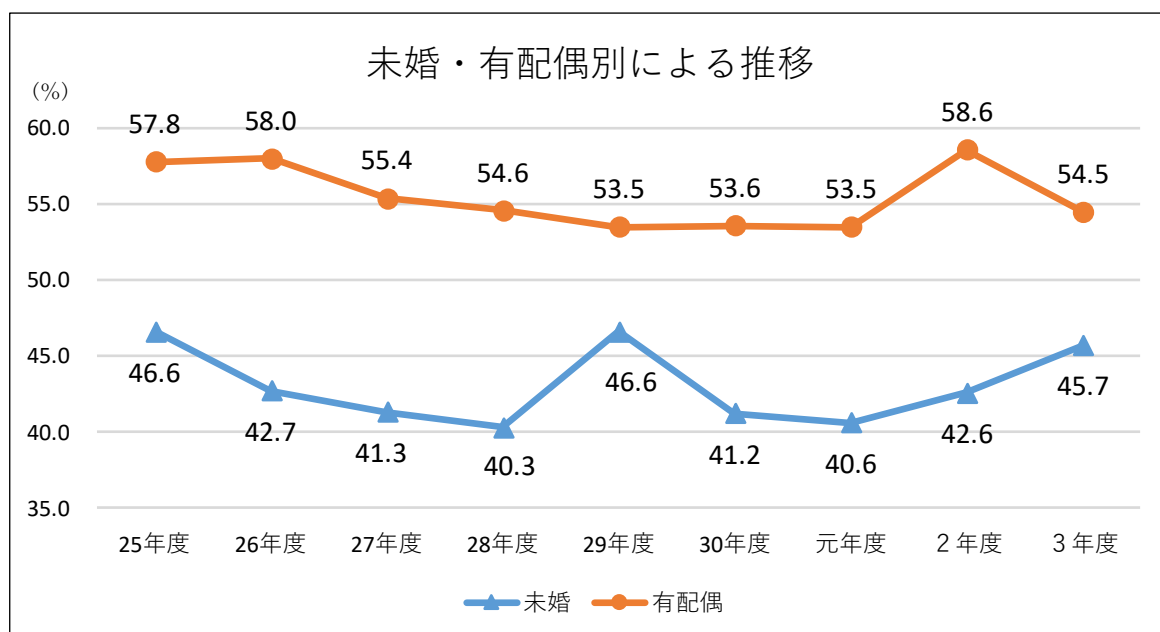
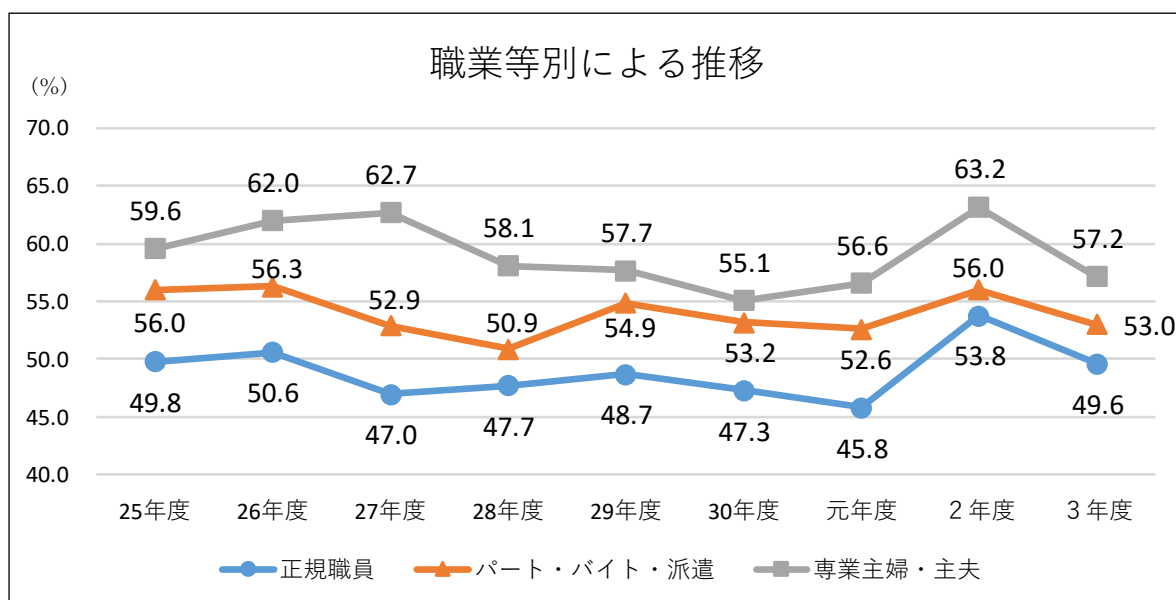
外出自粛要請などにより、子どもの「自宅で過ごす時間」が増加し、「屋外で遊ぶ時間」が減少しているという調査結果や、部活動・運動会等の中止や規模縮小などにより、地域において家族以外の大人と関わる機会が減少することも懸念されることから、子どもの健全な成長に向けて、これまでの「地域社会の見守り」が継続、拡充されるような施策を進めていく必要があります。

図表 10 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移
【性別、年代別、職業等別、未婚・有配偶別】【みえ県民意識調査】

※令和3年度はいずれも速報値



※平成29年度、30年度、令和元年度の20歳代は18～19歳を含みます。



(4) 全体的な進捗状況等からみた令和3年度の総括

長引くコロナ禍により、出会いの機会の減少、結婚の延期や取りやめ、不妊治療の延期や中断など、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな影響を受け続けています。

三重県における令和3年の出生数(速報)は前年比で1.3%減少し、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。また、婚姻数(速報)は同5.0%減少していることから、今後も当面は少子化が進行することが見込まれます。

少子化の進行とともに、人口減少も進んでおり、このまま減少が進むと、地域の産業は衰退し、働く場が失われ、地域経済が縮小するばかりか、地域の住みやすさが失われることで、さらなる人口減少を招きかねません。こうした悪循環に陥らないよう、県外へ出ていく傾向にある若い世代や女性が、三重で暮らし続けたい、あるいは三重に戻ってきたいと思えるような、子育てしやすい環境づくりなどに取り組む必要があります。

このような中、令和3年度においては、コロナ禍で不安を抱える妊産婦が安心して出産、子育てできるよう、電話やSNSによる相談窓口の設置、分娩前のPCR検査への補助、感染した妊産婦への専門家による支援体制の整備などに取り組みました。また、保育所をはじめ児童福祉施設の感染防止対策等に関する相談窓口の設置や専門家等の派遣、オンライン合同企業説明会の開催や高等学校における就職実現コーディネーターの増員、テレワークに関する相談窓口の設置やアドバイザーの派遣などに取り組みました。これらの取組の結果、11の重点的な取組のうち9項目が「進んだ」「ある程度進んだ」となり、安心して子どもを生み育てやすい地域に向けて、一定前進したと考えられます。

一方、コロナ禍における外出自粛や人との接触機会の減少により、子どものストレスが高まったり、孤独・孤立を深める子育て家庭の増加や児童虐待のリスクが高まっていることが指摘されているほか、地域で子どもが家族以外の大人と関わる機会が減少していることも懸念されます。そのため、子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、体験機会の提供、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めるなど、第二期子どもスマイルプランで掲げた「縁を育む、縁で支える」ことで、誰一人取り残さない社会をつくっていくことが必要です。

令和4年度はコロナ禍をふまえつつ、市町と連携した地域における出会いの機会の創出、不妊治療経験者等による支援体制の整備、テレワークなど新たな働き方の普及や子どもや子育て家庭の居場所づくりなどに引き続き取り組むほか、新たに、児童虐待の未然防止等のためのSNSを活用した相談体制の整備、北勢児童相談所への外国人支援員の配置、ヤングケアラーに関する実態調査やコーディネーターの配置などに取り組むことにより、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうよう切れ目のない支援体制をさらに充実させていきます。また、地域において子ども食堂などの支援が広がりつつあることをふまえ、企業・団体などさまざまな主体が子育てをさらに応援する機会をつくり、県民の皆さんとともに子どもや子育て家庭を温かく包み込む地域社会となるよう取り組んでいきます。

重点的な取組 1 子どもの貧困対策

5年後のめざす姿

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。

主な取組内容	①教育の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】 ②生活の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【雇用経済部】【県土整備部】【教育委員会】 ③保護者に対する就労の支援【子ども・福祉部】【雇用経済部】 ④経済的支援【子ども・福祉部】 ⑤身近な地域での支援体制の整備【子ども・福祉部】【環境生活部】【教育委員会】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊（ある程度進んだ）	判断理由	子どもの貧困対策計画を策定する市町数は目標に達しなかったものの、長引くコロナ禍においても生活困窮家庭の子どもへの支援の取組が進んでいることから左のとおり判断しました。
----------	------------	------	---

【※進展度：😊（進んだ）、😊（ある程度進んだ）、😞（あまり進まなかった）、😞（進まなかった）】

令和3年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（8市町）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。生活困窮家庭の子どもへの学習支援等は、公民館等で行ったり、家庭訪問で行ったり、オンライン学習を活用したりするなど、市町によって進め方はさまざまです。学習支援を受けられる子どもの人数は限られており十分とは言えないため、ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、「子どもの居場所」なども含めた身近な地域で地域の実情に応じて利用できるよう働きかける必要があります。
- 三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談員がハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就労相談を行うとともに、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親の能力開発を行い、就業を支援しました。
- 令和3年度は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人あたり一律5万円）に加えて、子育て世帯等臨時特別給付金（児童1人あたり一律10万円）について、市町と連携して速やかな給付金支給に努めました。
- 「子どもの居場所」は学校でも家でもなく、子どもが気軽に集える第3の居場所として、地域における多様な役割を担いつつあります。「子どもの居場所」の運営団体は、もともと運営基盤が弱い場合が多いことに加え、新型コロナウイルス感染症対策経費が増加し、運営が苦しくなっています。そこで、運営団体が活動を継続できるように、『地域における支え愛推進・継続事業補助金』を創設し、感染症対策用品、テイクアウト弁当用容器、フードパントリー用レトルト食品などの購入経費を対象に支援を行いました（25団体）。参加人数を限定した子ども食堂の開催や宅配弁当、公的な施設等を借りたフードパントリーの開催など、工夫して活動を継続している運営団体がある一方で、スタッフ不足などにより活動を休止している団体もあることから、引き続き、支援が必要です。
- 今後は、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体との連携を強化し、地域資源を活用しながら、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につながるような、誰でも

参加できる「子どもの居場所」づくりを進める必要があります。また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

- 私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等（20 法人）に対する助成や就学支援金（11,055 人）および奨学給付金（1,160 人）の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。また、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う法人に対して助成を行いました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。

【環境生活部】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による離職に伴い住居の確保が困難になった住民に対し、一時的な使用として県営住宅の住戸を提供しました（令和3年4月～令和4年3月：9世帯に提供）。

【県土整備部】

- いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校、貧困をはじめとする生活上の課題に対応できるよう、心理や福祉の面からの専門的な支援を行うため、県立高校に配置しているスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置時間数を増やすとともに、児童生徒の不安や悩みに対応できるよう、教員OB等による教育相談員を配置しました。児童虐待については令和元年度に作成した「児童虐待気づきリスト」を改めて県立学校の生徒指導担当者に周知するとともに、児童虐待防止のための取組について研修を行いました。今後も、児童生徒のサインを見逃さず、警察や児童相談所などの関係機関、こころの健康センターなどの専門機関や医療機関とも連携して適切に対応することが必要です。

- 県立高校の授業料に充てる就学支援金について、28,690 人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金について、3,316 人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒 288 人に対して修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象とするとともに、新入生に対する一部早期給付や、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行いました。引き続き、これらの修学支援制度による支援を行っていく必要があります。

- 生活困窮家庭において、小中学校入学時の学用品等の購入費用の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、小中学校で前倒し支給を行う市町は、令和4年度の入学生に対し、これまでの27市町から28市町となりました。県内すべての市町で前倒し支給が実施されるよう、今後も引き続き、働きかける必要があります。

【以上、教育委員会】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
子どもの貧困対策 計画を策定してい る市町数		11 市町	13 市町	0.85	18 市町	22 市町	29 市町
	8 市町	9 市町	11 市町				

モニタリング指標	現状値	最新値
子どもの貧困率（国） （厚生労働省「国民生活基礎調査」）	13.9% （H27 年）	13.5% （H30 年）
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（国） （厚生労働省「国民生活基礎調査」）	50.8% （H27 年）	48.1% （H30 年）

令和4年度の改善のポイントと取組方向

- ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介、市町や学習支援に取り組む団体等への情報提供などの取組を進めます。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を引き続き支援します。
- ひとり親家庭向けの支援制度は、内容によって、国・県・市町など問い合わせ先が分かれており、複雑になっていることから、必要な情報をスピーディーかつ手軽に入手できるよう、三重県母子・父子福祉センターにAIチャットボットの仕組みを活用した情報発信システムを構築し、情報発信強化に取り組めます。
- 三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援等を行う市町を支援します。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたいという思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。
- 「子どもの居場所」の開設が増加し、開設後3年未満の団体が約半数となっていることから、新たに開設や立ち上げ間もない運営者が活動を継続していけるような支援を行います。また、「子どもの居場所」運営者が新たに始める学習支援や“体験の貧困”を解消する体験機会の提供などの活動に対する支援を行います。
- 身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や先進事例の紹介などの取組を進めます。
- ヤングケアラーと呼ばれる、家族の介護や世話など年齢に見合わない負担を負い、自らの育ちや学びに影響を受けている子どもを把握し、適切な支援につなげるための取組を実施します。

【以上、子ども・福祉部】

- 家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。奨学給付金については、非課税世帯全日制等（第1子）への給付額を増額するとともに、ICT端末の持ち帰り等への対応に伴う通信費相当額を増額します。また、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人等に対する助成を行います。

【環境生活部】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による離職に伴い住居の確保が困難になった住民に対し、引き続き県営住宅の住戸の提供を行っていくほか、県営住宅の入居者で対象となる方について、家賃減免を行います。

【県土整備部】

- 不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や

心のケアに対応するため、ＳＣの各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも引き続き配置します。ＳＳＷの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、ＳＣやＳＳＷ等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

- 高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象とするとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行います。
- 小中学校における就学援助費の「新入学学用品費等」の入学前支給について、引き続き市町の状況を把握し、早期支給を働きかけていきます。

【以上、教育委員会】

重点的な取組 2 児童虐待の防止

5年後のめざす姿

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。

主な取組内容	①児童相談所の対応力強化【子ども・福祉部】 ②児童相談所の体制強化【子ども・福祉部】 ③市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】 ④子どもの権利擁護【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	市町の相談体制と専門性の強化を進めた結果、重点目標を達成できたことから左のとおり判断しました。
----------	---------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和3年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため令和2年7月から県内全ての児童相談所に導入しているAⅠを活用した児童虐待対応支援システムの運用等により、子どもの安全を最優先に考えた児童虐待対応に取り組みました。児童虐待防止法の改正に伴い、介入と支援を分離するため、北勢児童相談所においては当番体制を導入し、他の児童相談所においても柔軟に対応しましたが、引き続き児童相談センターの支援体制も含めて検証・見直しが必要です。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、今後も児童福祉司等の専門職の増員をより一層進める必要があります。
- 社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、全ての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、個別の相談会や研修会などを実施し、これまでに18市町において設置されました。全市町への設置に向けて、引き続き、必要な支援を行う必要があります。
- 市町における児童虐待の早期対応力の強化のため、要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（8市町11回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（3市町16回）を行うとともに、市町職員を対象に研修会等を開催し、人材育成を図りました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。
- 要保護児童に係る課題を共有するため、県要保護児童対策地域協議会を開催しました。また、医療機関と児童虐待防止に対する認識や情報共有を図るため、県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催するなど、関係機関との連携の強化を図りました。
- 北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国人児童の支援にあたるとともに、見守りを行い虐待の再発防止に努めました。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数		20 市町	23 市町	1.00	26 市町	29 市町	29 市町
	14 市町	26 市町	27 市町				

モニタリング指標	現状値	最新値
児童虐待相談対応件数 (厚生労働省「福祉行政報告例」)	2,229 件 (R 元年度)	6月上旬判明

令和4年度の改善のポイントと取組方向

- 児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、児童虐待防止法改正や国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制・対応力強化に努めます。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けては、令和4年度までに全市町での設置が目標とされており、個別の相談会や研修会などを実施し、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援することで、市町において福祉に関する必要な支援が行われる体制が整うよう取り組んでいきます。
- 児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、これまでの電話相談に加え、SNSを活用した相談体制を整備することで、より相談しやすい環境を整備します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。
- 北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、これまでの鈴鹿児童相談所に加え、北勢児童相談所にも外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたりとともに、虐待の再発防止に努めます。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 3 社会的養育の推進

5年後のめざす姿

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

主な取組内容	①里親等委託の推進【子ども・福祉部】 ②施設環境の充実【子ども・福祉部】 ③要保護児童等の自立支援の推進【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標を達成したほか、主な取組が概ね進展していることから左のとおり判断しました。
----------	---------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和3年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関をこれまでの2カ所（北勢・伊賀）に加え、中勢管内にも設置しました。
- フォスタリング機関により里親座談会等の普及啓発活動（20回）、登録前研修などの研修（23日間）、里親交流会（5回）などを行った結果、養育里親の新規登録者は36組となりました。引き続き、里親委託の推進に向け、里親家庭のマッチング事業の委託等を行い、包括的な業務を行えるよう、フォスタリング機関の整備を進める必要があります。
- 施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。
- 児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、個室化に要する経費や、感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助しました。
- 感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、専門家等を派遣するとともに、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備え、令和2年度に締結した、施設等の間での職員派遣に関する覚書に基づき、施設等の事業継続を支援しました。今後も、感染防止対策等を行い、施設等の事業が継続できるよう支援することが必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）		11 事業	12 事業	1.00	14 事業	16 事業	18 事業
	8 事業	12 事業	13 事業				

モニタリング指標	現状値	最新値
要保護児童数（県） （厚生労働省「福祉行政報告例」）	526 人 （R元年8月）	489 人 （R3年度）
里親等委託率（県） （厚生労働省「福祉行政報告例」）	28.8% （H30年度）	31.1% （R3年度）

令和４年度の改善のポイントと取組方向

- 多機関連携、協同面接、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。
- 施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを生かした多機能化に向けた取組を支援します。
- 児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。
- 児童養護施設や里親家庭等で生活する要保護児童等の自立支援に向けては、自立支援コーディネーター等を配置するなどにより、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、児童養護施設等における感染防止対策に必要な物品等の購入経費や個室化に要する経費、事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 4 若者等の雇用対策

5年後のめざす姿

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

主な取組内容	①不本意非正規雇用者への就労支援【雇用経済部】 ②県内企業への就職の促進【雇用経済部】 ③就職氷河期世代の就労支援【雇用経済部】 ④南部地域の市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】 ⑤農林水産業への就業支援【農林水産部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	数値未確定	判断理由	
----------	-------	------	--

【※進展度：😊（進んだ）、😊（ある程度進んだ）、😞（あまり進まなかった）、😞（進まなかった）】

令和3年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 正規雇用への転換を希望する非正規雇用者等を対象に、キャリアコンサルティングを実施したほか、オンラインによる企業見学会等を開催し、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップを図りました。また、「みえ」の仕事マッチングサイト（掲載求人情件数約250件）を活用し、県内企業の求人情報を発信しました。若年層で不本意非正規雇用者の割合が高いことから、引き続き、若者の就労に対する支援が必要です。
- 三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供しました。また、オンライン合同企業説明会を開催するなど、学生と県内企業との交流機会を創出するとともに、みえの企業まるわかりNAV（462社の企業情報サイト）等により県内企業の情報発信に取り組みました。
- 新たに椋山女学園大学および大阪経済法科大学と就職支援協定を締結し、協定締結大学は23校となりました。インターンシップ情報サイトについては、新型コロナウイルス感染症の影響等によりサイトの利用数が伸び悩んでいます。今後も協定締結大学や県内経済団体等と連携し、サイトの活用も含めたインターンシップの取組を促進することで、県内企業のさらなる認知度向上に努める必要があります。
- 就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期間無業の状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できるよう、おしごと広場みえ内の専用相談窓口「マイチャレ三重」において、相談から就職・定着まで切れ目のない支援を行いました。また、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行うとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓しました。さらに、令和2年度に実施したアンケート調査の結果をふまえ、「マイチャレ三重」における土曜日相談（原則第1、3土曜日）を新たに7月より開始したほか、SNSを活用した広報による支援対象者の掘り起こしを進めています。今後も、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援が必要です。
- 相談内容が年々複雑・多様化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢に影響を及ぼしている現状もあることから、引き続き、三重県労働相談室を設置し、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めました。

【以上、雇用経済部】

○新規就農者の確保・定着に向け、農業次世代人材投資資金を交付（準備型 14 人、経営開始型新規 91 人）した他、農業高校生を対象に就農意欲を喚起するため、出前授業（3 校で延べ 8 回）や地域農業の課題解決をめざすプロジェクト活動（4 校で 7 件実施）等に取り組みました。また、「みえ農業版 M B A 養成塾」に入塾した第 3 期生（令和 2 年度入塾）2 名は、先進的な農業法人等での実習や、経営学、フードマネジメントの講義等を通じ、2 年間の課程を修了しました。

今後も引き続き、就農準備段階から就農直後、就農定着に至る各段階において、市町、J A 等と連携しながら、栽培や経営に関する指導等に取り組んでいきますが、特に、「みえ農業版 M B A 養成塾」については、入塾生の確保に向けた取組に注力する必要があります。

○林業の新規就業者確保のため、首都圏等での就業ガイダンスにおいて、23 名に対し相談対応を行ったほか、高校生を対象とした林業職場体験研修を実施し、4 校 25 名の生徒が参加しました。また、「みえ森林・林業アカデミー」においては、県内で唯一、森林・林業に関するコースを設置する高校と連携し、林業の仕事ガイダンスをはじめ間伐実習や高性能林業機械の操作実習などの職業教育を実施しました（1 年生 27 名、2 年生 27 名、3 年生 4 名）。引き続き、効率的な就業支援を行うとともに、高校生等に対して、林業への理解を深め、より多くの林業体験の機会を提供する必要があります。

○水産業の多様な担い手の確保及び育成に向けて、みえ真珠塾片田校（水産高校生 1 名参加）及び錦漁師塾（大学生 1 名参加）を支援しました。また、オンライン漁師育成機関「みえ漁師 Seeds」の新規就業希望者向け動画 25 本及び若手・中堅漁業者向け動画 11 本並びにホームページを作成しました。さらに、三重外湾漁業協同組合において、使われなくなった漁具等を新規就業者をはじめ希望する漁業者に移譲する仕組みづくりを進めました。加えて、漁労作業の身体への負担を軽減するアシストスーツの改良に取り組みました。引き続き、新規就業希望者が漁業に円滑に就業・定着できるよう支援するとともに、担い手の受け皿となる経営体の育成を図っていく必要があります。

【以上、農林水産部】

○県の南部地域において、市町が民間企業等と連携して取り組む新たなビジネスの創出を図るための陸上養殖産業等の実証実験や事業の誘致等、若者の働く場の確保に向けた取組を支援しました。また、市町が連携して取り組む、地元企業のインターンシップ受入促進のための取組や、地元企業の魅力発信の取組、地元で働く人から若い世代に向けた情報発信の取組等を支援しました。引き続き、若者の働く場の確保に向けて、市町の取組が効果的なものとなるよう支援していく必要があります。

【地域連携部南部地域活性化局】

○新型コロナウイルス感染症の影響の中でも、高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを増員し、早期からの求人確保等の就職支援に取り組みました。経済団体にも要請して求人の確保に取り組むとともに、さまざまな魅力を持つ地域の企業を高校生に紹介しました。また、就職未内定者を対象とした合同就職相談会を開催し、就職を希望する生徒一人ひとりの進路実現に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により、インターンシップや職場見学等の対面・体験型の活動が制限されていることから、ミスマッチによる早期離職につながらないように、生徒が業種や職種、地域の魅力ある企業の情報を得ながら、リアルな体験とオンラインによる学習を組み合わせたキャリア教育に取り組む必要があります。

【教育委員会】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内外の高等教育 機関卒業生が県内 に就職した割合		46.8%	47.9%		48.9%	50.0%	51.0%
	41.8%	43.5%	6月上旬 判明				

モニタリング指標	現状値	最新値
25～44歳の正規の職員・従業員の割合（県） （総務省「就業構造基本調査」）	男性 88.3% 女性 48.4% （H29年）	同左
不本意非正規社員の割合（国） （総務省「労働力調査」）	25～34歳 男性 31.6% 女性 13.5% 35～44歳 男性 35.0% 女性 9.6% （H30年）	25～34歳 男性 25.7% 女性 10.7% 35～44歳 男性 27.8% 女性 8.6% （R3年）

令和4年度の改善のポイントと取組方向

- 正規雇用をめざす若者等を対象に、個別のキャリアコンサルティングを実施するなど、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップ支援に取り組めます。
- 若者の安定した就労や職場定着に向けて、三重労働局と連携し、おしごと広場みえにおいて総合的な就職支援をワンストップで提供するほか、県内中小企業のさまざまな魅力の情報発信に取り組めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新卒者等の就職活動に支障が生じないように、引き続き、オンラインによる企業説明会の開催やホームページでの企業動画等の発信などに取り組めます。また、企業の業績悪化等による内定取消や雇止め防止のため、県内経済団体等へ啓発・要請活動を行うとともに、津高等技術学校において、離職された方へのセーフティネットとして、希望に応じた職業訓練を実施し、早期かつ円滑な再就職の実現を支援します。
- 県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、SNSやWebを活用した就職相談や企業説明会等の実施、大学主催の保護者会への出席など、さまざまな方法で情報を発信することで、県内企業のさらなる認知度向上に努めます。また、学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、県内企業のさまざまな魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかりNAV」(ウェブサイト)による情報発信を引き続き進めるとともに、就職支援協定締結大学や県内経済団体等と連携し、「『みえ』のインターンシップ情報サイト」の普及を進めることで、県内企業へのインターンシップを促進します。
- 県内外の学生やU・Iターン就職を検討している求職者等を対象に、地域ぐるみでの取組を強化し、地域を挙げた採用活動や人材育成に取り組んでいきます。また、情報発信に積極的な若者のネットワークを活用しながら、県内企業の情報や地域で働く魅力を県内外に発信し、若者の県内への還流や定着につなげます。
- 就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期無業者が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職・定着までの切れ目ない支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。このほか、SNSを活用したきめ細かな情報発信を行い、各種支援策の利用を促進します。
- 相談内容が年々複雑・多様化していること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇

用情勢に影響を及ぼしている現状をふまえ、引き続き、三重県労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。

【以上、雇用経済部】

- 農業高校生を対象にした取組については、出前授業や先進農業法人を紹介する動画等を通じ、農業の魅力の発信に努めていきます。また、「みえ農業版MBA養成塾」については、カリキュラムの充実や、さらなる情報発信を図りながら、入塾生の確保に努めるとともに、ビジネス感覚を持って将来の地域農業を担う人材の育成に取り組んでいきます。
- 林業の新規就業者を確保するため、引き続き、就業説明会等や高校生への林業体験、みえ森林・林業アカデミーとの連携を通じた就業者の確保に取り組めます。
- 水産業の多様な担い手の確保及び育成に向けて、関係機関と連携し、デジタルオンライン技術を活用した漁師育成機関「みえ漁師 Seeds」を運営し、漁業への就業を希望する都市の若者等を本県の漁業に呼び込むとともに漁業の法人化に取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めます。

【以上、農林水産部】

- 南部地域の市町が取り組む、民間事業者等と連携した開発プロジェクトやこれを契機とした新たなビジネスの展開に必要な調査・試験研究等のほか、テレワーク等の新たな働き方も含めた若者の働く場の確保に向けた取組や、若者が南部地域の魅力や仕事を知るための取組等を支援します。

【地域連携部南部地域活性化局】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による、高校生の就職を取り巻く環境の変化に対応するため、就職実現コーディネーター（14人）を県立高校に配置し、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校に提供することで、就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。外国人生徒や特別な配慮が必要な生徒に対しては、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行います。また、生徒の職業理解を促進し、自己の興味・関心に沿って、主体的に将来へ向けて行動を起こす生徒を育成するため、地域の魅力ある企業や仕事内容などの多様な情報をデジタル化し、キャリア学習支援員（4人）を配置して、入学後の早い段階からキャリア教育に取り組めます。

【教育委員会】

重点的な取組 5 不妊に悩む家族への支援

5年後のめざす姿

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進み、安心して不妊治療に取り組むことができます。

主な取組内容	①相談や情報提供【子ども・福祉部】 ②経済的支援【子ども・福祉部】 ③不妊治療と仕事の両立支援【子ども・福祉部】 ④妊孕性温存治療費助成【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合は目標に達しなかったものの、県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数は目標に達したことから左のとおり判断しました。
----------	-------------	------	---

【※進展度：😄 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和3年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 不妊や不育症に悩む夫婦の不安や悩みを傾聴し、精神的負担の軽減を図ることを目的に、不妊治療経験者を対象とした不妊ピアサポーターを養成しました。さらに、新型コロナウイルス感染症などにより増大した不安やストレスが心と体の健康にとってマイナスに影響し、妊娠しやすいコンディションの維持が難しい状況になっていることが想定されるため、改めて生活習慣での改善点等、妊娠しやすいコンディションの維持をテーマにした妊活講演会を開催しました。今後も不妊や不育症に悩む夫婦に寄り添い悩み等を傾聴して精神的負担を軽減する取組が必要です。
- 令和4年度からの不妊治療の保険適用に向けた経過措置として講じられた国の助成制度を活用しつつ、県の助成制度における所得制限を撤廃するなど、不妊に悩む方々により一層寄り添った支援を充実しました。不妊治療の保険適用に伴い自己負担額が増えるケースもあることから、不妊や不育症に悩む方が、経済的な理由により子どもを持つことを諦めることがないよう、支援する必要があります。
- 不妊治療を受けやすい職場環境づくりを推進するため、企業の人事労務担当者等を対象に、不妊治療と仕事の両立支援に関する講演会及びセミナーを開催し、企業の不妊治療への理解促進を図りました。また、職場と当事者の橋渡し役となる「不妊症サポーター」を養成する講座を開催しました。さらに、専門的な知識のあるアドバイザーを企業に派遣して、フレックスタイム制などの柔軟な勤務体制の導入に向けた支援を行いました。引き続き、企業に対して不妊治療への理解促進を図り、治療を受けやすい環境づくりを進めていくことが必要です。
- 小児・思春期・若年のがん患者が子どもを持つ希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成を行いました。引き続き、経済的な理由で妊娠の可能性を諦めることなく、将来子どもを産み育てる希望をかなえられるための支援が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数		19 市町	22 市町	1.00	25 市町	27 市町	29 市町
	17 市町	20 市町	22 市町				
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合		51.0%	54.0%	0.95	57.0%	60.0%	60.0%
	48.6%	49.8%	51.4%				

モニタリング指標	現状値	最新値
「不妊専門相談センター」への相談件数	114 件 (H30 年度)	291 件 (R3 年度)

令和4年度の改善のポイントと取組方向

- 不妊や不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、不妊専門相談センターにおける相談支援を実施するとともに、不妊や不育症に悩む方が孤立することなく、前向きな気持ちを持ち続けられるよう、ピアサポーターを活用した当事者同士の交流の場を提供するなど、ピアサポートによる寄り添った精神的支援に取り組みます。また、ピアサポーターに対して、フォローアップ講座を開催し、傾聴及び相談支援スキルの向上を図ります。
- 経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、保険適用外となった治療等に対する必要な経済的支援を市町及び医療機関と連携しながら行います。
- 不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、企業向けの啓発事業を実施するとともに、当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。また、企業が国の助成金などを活用し、時差出勤・フレックスタイム制などの柔軟な働き方を導入するなど、不妊治療を受けやすい労働環境を整備するよう働きかけます。
- 引き続き、小児・思春期・若年のがん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性を諦めることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

5年後のめざす姿

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。

主な取組内容	①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】 ②市町の産婦健診および産後ケアの取組支援【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標の全項目で目標を達成したことから左の通り判断しました。
----------	---------	------	---------------------------------

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和3年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備し効果的に事業を推進できるよう、専門的な視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、地域課題の分析および事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等に関して、必要な助言を行いました。また、人材育成として、市町の母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの育成（33人）、母子保健体制構築アドバイザーによるミニ講座等を行い、市町の母子保健施策の推進を支援しました。今後も妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目のない支援が提供されるよう、各市町の実情に応じた母子保健体制の整備をさらに進めていく必要があります。
- 県内全域において一定水準の質の高い幼児健康診査につなげ、医療機関と保健師、関係機関との連携や地域のネットワークの強化を図るため、県内統一の3歳児健診マニュアルを作成しました。
- 令和2年4月に母子保健法が改正され、産後ケア事業の対象が出産後1年以内の母子に拡大されことをふまえ、市町に対して、産後ケア事業の実態調査を実施し、その結果について、市町母子保健担当者意見交換会の場で情報共有を行うとともに、産前産後の親子サポート検討会において、医療機関をはじめとする多職種間で産後ケア事業の充実に向けた検討を行いました。また、産婦健康診査事業は、令和4年度より県内のすべての市町で展開される見込みであるため、市町と関係団体間で集合契約を行えるよう整理しました。今後も、妊産婦に対しての的確なアセスメントや関係機関との連携強化による途切れのない支援が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対して、退院後、助産師や保健師が訪問して、相談に応じたり助言したりするなど、不安の解消や育児支援を実施しました。引き続き、不安を抱える妊産婦に対する専門的な相談・支援が必要です。
- 予防可能な子どもの死亡を減らすため、亡くなった子どもについて、子どもの既往歴や家族背景、死に至った直接の経緯等に関する情報を基に複数の関係機関や専門家が死因を検証し、ケースに応じた効果的な予防策について提言書としてとりまとめました。また、令和2年度の提言にある具体的な予防策については、各担当部局が連携して取組を進めました。今後も、子どもの死因を検証し、効果的な予防策を検討する継続的な取組が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
母子保健コーディネーター養成数（累計）		190 人	220 人	1.00	245 人	270 人	295 人
	169 人	194 人	227 人				
産婦健診・産後ケアを実施している市町数		22 市町	25 市町	1.00	27 市町	29 市町	29 市町
	19 市町	24 市町	27 市町				

モニタリング指標	現状値	最新値
子育て世代包括支援センターにおける支援プラン対象者数（県） （厚生労働省「子育て世代包括支援センター実施状況調査」）	10,452 人 （H30 年度）	15,227 人 （R2 年度）
日常の育児について相談相手がいる親の割合	99.3% （H30 年度）	99.2% （R3 年度）
5歳児健診を実施する市町数	7 市町 （R 元年度）	8 市町 （R3 年度）

令和4年度の改善のポイントと取組方向

- 引き続き、市町の母子保健体制づくりに向けた情報提供や助言を行うとともに、各市町が他市町の取組を参考にできるよう意見交換の場を設定します。また、子育て世代包括支援センターの運営機能の充実や各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行うとともに、市町母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの養成を行います。
- 妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化を図るため、妊娠届出時アンケート及び産婦健康診査事業などの連続した視点での評価検討や、関係機関の連携による継続的な支援について発信・共有する検討会を開催するとともに、産前産後の親子に対して、産婦人科・小児科・精神科分野及び行政などの円滑な連携体制の強化につながる取組を実施します。
- 長引くコロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症等に対して不安を抱える妊産婦の方々が、安心して出産、子育てができるよう、気軽に相談できる電話及びSNS相談窓口を設置します。また、新型コロナウイルスに感染し、退院後の不安を抱える妊産婦に対し、助産師や保健師などの専門職による支援を実施します。
- 予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き、関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 7 周産期医療体制の充実

5年後のめざす姿

必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っているとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

主な取組内容	①人材の育成・確保【医療保健部】 ②病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築【医療保健部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	周産期死亡率は目標に達しなかったものの、周産期医療関係者の資質向上や周産期医療ネットワーク体制の充実に向けた取組が進んでいること、妊娠婦死亡率は目標に達したことより判断しました。
----------	-------------	------	---

【※進展度：😄 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和3年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 「三重県医師確保計画」に基づき、県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師のキャリア形成支援と地域偏在の解消を進めることを目的に、地域医療支援センターキャリア形成プログラムの募集を行い、県内の専門研修プログラムに89人の専攻医が登録を行いました。また、将来における産婦人科・小児科専門医の確保を図ることを目的とした補助制度を新たに創設し、医学生や研修医等を対象に専門性を高める取組に係る経費への支援を行いました。依然として産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、引き続き、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図っていく必要があります。
- 本県における就業助産師は、人口10万人あたり26.2人と全国平均(30.1人)を下回っていることから、助産師の確保を図るため、令和2年度に行った助産師修学資金制度の見直しに基づく取組を行いました。助産師については、総数の不足だけでなく、就業先や地域間の偏在も生じていることから、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムを運用していく必要があります。
- 周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業の実施、症例検討会等をもとに周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するためのセミナーを開催しました。こうした取組を通じ、周産期母子医療センター間のネットワーク体制や周産期母子医療センターと地域の産科医療機関、助産所とのネットワーク体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 県内5つの周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、医療機器整備を支援しました。また、コロナ禍においても感染拡大を防ぎながら周産期医療の提供を継続するため、院内感染防止対策等に要する経費を補助しました。出産年齢の高齢化等により出産にかかるリスクが高まる恐れがあることから、リスクの高い分娩に対応できる周産期母子医療センターの運営や体制整備を支援していく必要があります。
- 県所有の新生児ドクターカー(すくすく号)について、総合周産期母子医療センターが運営し、重症新生児の救急搬送の対応が行われました。新生児の救急医療体制を確保するため、引き続き、新生児ドクターカーの運用を支援していく必要があります。

○新型コロナウイルス感染症に対する妊婦の不安を解消するため、かかりつけの産婦人科医と相談の上、検査を希望する妊婦の方に対して分娩前に検査を受けるための費用を補助しました。今後も新型コロナウイルス感染症の影響が予想されるため、引き続き、妊産婦の不安解消のための支援を行う必要があります。

【以上、医療保健部】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
周産期死亡率（県） （厚生労働省「人口動態統計」）		3.3※	2.1※	0.72	2.1※	2.1※	※
	2.9 (H30年)	2.0 (R元年)	2.9 (R2年)				
妊産婦死亡率（県） （厚生労働省「人口動態統計」）		0.0	0.0	1.00	0.0	0.0	0.0
	7.8 (H30年)	0.0 (R元年)	0.0 (R2年)				

※第7次三重県医療計画（平成30年度～令和5年度）による目標値としています。なお、周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

モニタリング指標	現状値	最新値
人口10万人あたり産婦人科医師数（県） （厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」）	10.1人 (H30年)	10.2人 (R2年)
就業助産師数（県） （厚生労働省「衛生行政報告例」）	445人 (H30年)	464人 (R2年)

令和4年度の改善のポイントと取組方向

- 「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与者等に地域医療支援センターキャリア形成プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。また、産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図ります。
- 助産師の確保を図るため、助産師修学資金の貸与等の取組を進めるとともに、引き続き、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けた助産師出向システムの運用など、助産師が医療機関においてモチベーションを持って活躍できる体制構築に向けた支援を行います。
- 高度で専門的な周産期医療を効果的に提供するため、救急搬送ルールの見直しなど周産期母子医療センターを中心に地域の産婦人科と基幹病院の小児科・産婦人科との連携を図る周産期医療ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。
- ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営に対し支援を行うとともに、周産期医療に必要となる医療機器等の設備整備を支援します。
- 地域の医療機関等で産まれた重症の新生児を周産期母子医療センターへ搬送する間、医師が高度で専門的な医療を提供することができる新生児ドクターカー（すくすく号）の効果的な運用を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症に対する妊婦の不安を解消するため、分娩前の検査費用を補助するなど、妊婦が安心して出産できる環境整備を引き続き進めていきます。

【以上、医療保健部】

重点的な取組 8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

5年後のめざす姿

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。

主な取組内容	①保育人材確保と質の向上【子ども・福祉部】 ②低年齢児保育の充実【子ども・福祉部】 ③放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【子ども・福祉部】 ④病児保育の充実【子ども・福祉部】 ⑤幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】 ⑥企業・団体と連携した子育て等支援【子ども・福祉部】 ⑦家庭教育の充実【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (進まなかった)	判断理由	重点目標がいずれも達成できなかったことから左のとおり判断しました。
----------	--	------	-----------------------------------

【※進展度： (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和3年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 令和元年度に策定した「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。
- 待機児童を解消するため、保育所（2か所）、認定こども園（8か所）の新設に対する支援を行うとともに、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援（14市町）を行いました。今後も保育所等の整備への支援などに取り組む必要があります。
- 保育士の確保や離職防止に向けて、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（523件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、169人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（2回（オンライン））を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（新規30人、継続28人）を行いました。また、職場環境の改善に向けて、研修を実施するとともに、ICTなどを活用している魅力ある保育所（6カ所）の取組を県ホームページ等で紹介しました。さらに、オンラインによりキャリアアップ研修を実施（修了者3,172人）し、保育士の処遇改善や資質向上に取り組みました。引き続き、保育士確保や離職防止、資質向上に向けた取組を進める必要があります。
- 家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を実施する市町に対して支援（4市）するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（7回、467人受講）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。
- 病児保育事業の運営を支援しました。引き続き、地域の実情に応じて、病児保育の運営を支援していく必要があります。

- 放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者 216 人）や初任者研修（修了者 87 人）、資質向上研修（修了者 161 人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保育の質の向上や人材確保に努める必要があります。
- 個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園は、60 園のうち 36 園となりました。なお、令和 3 年 10 月に実施した意向調査によると、3 園が新制度への移行を希望しており、今後とも相談対応等の支援を行っていく必要があります。
- 幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。
- 児童福祉施設等の新型コロナウイルス感染症対策を支援するための相談窓口を設置するとともに、専門家等の派遣を行いました。今後も施設等の感染症対策を支援する必要があります。
- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「みえの子ども応援プロジェクト」の取組である「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、子どもの育ちや子育て家庭を応援する活動について同ネットワークの会員相互の支援につながるマッチングの取組の検討や試行を進めました。引き続き、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出する必要があります。
- コロナ禍において Web 上で子育てのヒントを学ぶことができるように、「家庭教育応援 Web 講座」を新たに 37 講座公開しました。保護者のつながりを築き、孤立を防ぐことを目的とした「みえの親スマイルワーク」については、取組の性質上対面で実施する必要があり、コロナ禍で新規実施市町は 5 市町にとどまりましたが、各地域において取組が広がるよう、市町職員向けに「みえの親スマイルワーク進め方講座」を 2 市において実施しました。支援を必要としている家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、今後の家庭教育応援の在り方も含め、効果的な取組等を検討する必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

- 県内すべての幼稚園や保育所、認定こども園における教育・保育の質向上のため、三重県幼児教育センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置し、各市町等からの要請に応じて、市町の幼児教育計画や市町・園内研修会等において助言・支援を行いました。また、県が主催する研修について、目的に応じて保育者自身が研修を選択できるよう、保育者のライフステージと資質能力ごとに整理し、見える化しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進し、令和 3 年度は幼稚園、保育所、認定こども園の 92.1%で活用されました。今後、各市町や施設における、アドバイザー等の助言を得た幼児教育の質向上に係る取組内容や、保幼小の円滑な接続に係る取組の成果等について、情報発信の工夫を行う必要があります。

【子ども・福祉部、教育委員会】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
保育所等の待機児童数（県） （厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」）		0人	0人	達成困難 見込み	0人	0人	0人
	81人	50人	6月上旬 判明				
放課後児童クラブの待機児童数（県） （厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」）		37人	19人	0.68	0人	0人	0人
	55人	66人	28人				
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数		11市町	17市町	0.59	23市町	29市町	29市町
	4市町	5市町	10市町				

モニタリング指標	現状値	最新値
保育士の勤続年数（県） （厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）	5.2年 (H30年)	5.1年 (R3年)

令和4年度の改善のポイントと取組方向

- 「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、保育所等における新型コロナウイルスの感染防止対策について必要な支援を行います。
- 待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行い、低年齢児保育充実のための保育士加配については、補助対象を拡大します。また、潜在保育士向けのWeb研修環境の整備や職場体験の機会の提供を通じて、潜在保育士の就労・職場復帰を支援するとともに、新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付、保育補助者雇上支援等を行うなど、市町や保育所等と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、令和元年度に開設した「保育士・保育所支援センター」のWebページ「みえのほいく」を活用して、きめ細かな情報発信や求人・求職のマッチング等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。
- 保育士養成施設等と連携し、これまで実施していなかった学生に対するアンケート調査を行い、保育士に魅力を感じる要因を分析し、保育士養成施設の入学者を増やすため、教育委員会や関係団体と連携して、学生や子どもたちの職場体験など、保育士が魅力的な仕事であることを伝える取組を支援し、将来の保育士確保につなげます。また、保育所の現役保育士への調査も行い、保育所の実態把握、保育現場の問題点、保育士確保についての検討を行います。
- 私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、引き続き、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園

に対し、十分な情報提供およびきめ細やかな相談対応を行います。また、就学前教育を担う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。

- 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き、放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児保育の充実など、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援します。
- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体を始めとした地域のさまざまな主体と連携して会員相互支援のマッチングの取組を進めることで、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。
- 「みえ家庭教育応援プラン」について、新型コロナウイルス感染症の影響等による子育て家庭をとりまく環境変化もふまえて、今後の家庭教育のあり方の検討を進めます。また、地域における子育て家庭の応援や家庭教育応援の取組を促進するため、引き続き、市町や三重県PTA安全互助会等と連携し、感染対策を講じたうえで保護者同士のつながりを作るためのワークショップ（スマイルワーク）を開催するとともに、家庭教育応援Web講座の充実を図ります。

【以上、子ども・福祉部】

- 県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、県内の取組や成果をまとめ、施設や保育者が研修に活用できるよう情報提供します。保育人材の専門性の向上を図るため、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、県教育委員会、幼児教育センター主催の研修に加え、新たに保育士を対象にした研修を保育者のライフステージと資質能力ごとに整理、見える化します。小学校教育への円滑な接続を図るため、保幼小接続アドバイザーを配置し、各施設等での取組に関する指導・支援を行います。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。

【教育委員会】

重点的な取組 9 男性の育児参画の推進

5年後のめざす姿

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。

主な取組内容	①普及啓発、情報提供【子ども・福祉部】 ②企業等への働きかけ【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数は達成できませんでしたが、男性の育児休業取得率が目標を達成したことから左のとおり判断しました。
----------	-------------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和3年度 of 取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 男性の家事や育児にかかる写真等を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」において「パパの育児フォトコンテスト」を実施し、過去最多となる2,001件の応募がありました。受賞した作品について、企業と連携した「男性育児参画の啓発イベント」で表彰するとともに、事例集の作成・配布、大型小売店や市町主催のイベント等において写真展を開催するなど、男性の育児参画の普及・啓発に努めました。令和4年4月の改正育児・介護休業法の施行をふまえ、男性の育児参画が当たり前の社会となるよう、引き続き、地域社会全体での気運醸成に取り組むことが必要です。
- 男性の育児休業取得率が上昇する一方で、「とるだけ育休」や「ゴロゴロ育休」などの男性の育児参画の質に関する課題が明らかになっています。そのため、市町・みえのイクボス同盟参画企業等と連携し、「パートナーとともに行う育児」の実現に向け、家事・育児の分担やコミュニケーションの重要性への理解促進を目的としたワークショップを開催しました。また、改正育児・介護休業法に基づき、企業等が実施する男性の育児休業に関する研修に活用できる資料や手順書等を作成しました。今後も、法改正による育児休業制度等の拡充にあわせ、より主体的な男性の育児参画を促すとともに、男性の育児参画の質の向上を図る必要があります。
- これから親になっていく若い世代（NEXT親世代）を対象として男性の育児参画の重要性への理解を深めるため、「SDGsを通して男性の育児参画を考える」をテーマとして、中学校2校において、オンラインワークショップを開催しました。県が平成30年度に行った調査では、若い世代ほど男性の育児参画への意欲が高いことから、この世代を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参画への理解をさらに深め定着させていくことが、男性の育児参画の推進に効果的だと考えられます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場づくりに取り組む意欲がある企業・団体の代表者等で構成する「みえのイクボス同盟」の参画企業・団体に対して、メールマガジンで働き方改革や男性の育児休業取得促進に関する情報提供を行いました。
- 令和3年度における県内企業における男性の育児休業取得率は12.9%となるなど、育児休業を取得しやすい職場環境の整備が進んできましたが、パタニティ・ハラスメントなどにより、男性自身の育児参画の希望がかなわないなどの課題も明らかになっています。改正育児・介護休業法の施行により、企業において、育児休業制度の周知や育児休業取得の意向確認が義務化されるなど、より一層の取組が求められています。男性が希望に応じて育

児休業を取得できるよう、制度を利用しやすい職場風土づくりを支援する取組が必要です。
【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性）） （三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」）		8.1%	9.8%	1.00	17.2% （※）	21.5% （※）	25.8% （※）
	7.6%	9.4%	12.9%				
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数		120 企業・団体	140 企業・団体	0.81	160 企業・団体	180 企業・団体	200 企業・団体
	82 企業・団体	84 企業・団体	114 企業・団体				

※「男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性）」は、令和3年度の実績値をふまえ、令和4年度以降の目標値を上方修正しました。

モニタリング指標	現状値	最新値
男性の家事・育児時間（県） （総務省「社会生活基本調査」）	66 分 (H28 年)	同左

令和4年度の改善のポイントと取組方向

- 地域社会や職場において、男性の育児参画が当たり前の社会となるよう、引き続き、「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」事業などの「みえの育児男子プロジェクト」による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりに取り組みます。
- 「パートナーとともに行う育児」の実現に向け、育児に役立つノウハウや育児休業制度などをまとめた冊子を作成・配布し、男性の育児参画・質の向上につながるよう支援します。
- NEXT親世代を対象に、結婚や子育てを含めたライフデザインについて考える機会を提供し、男性の育児参画への理解が深まるよう、普及啓発に取り組みます。
- 改正育児・介護休業法の施行を契機として、さらに男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めるため、「みえのイクボス同盟」参画企業等をはじめとした企業を対象にオンラインセミナーを開催するとともに、法改正に対応した企業内研修用のツールを配布するなど、企業における男性の育児参画を推進する取組を支援します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

5年後のめざす姿

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町や福祉、医療、保育・教育など関係機関との連携により途切れのない支援体制が構築されています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。

主な取組内容	＜発達支援が必要な子どもへの支援＞ ①市町の取組支援【子ども・福祉部】 ②発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】 ③発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備【子ども・福祉部】 ④特別支援学校のセンター的機能による地域支援【教育委員会】 ＜医療的ケアが必要な子どもへの支援＞ ①医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【教育委員会】 ②コーディネーター（相談支援専門員等）の養成【子ども・福祉部】 ③地域ネットワーク支援およびスーパーバイズ機能の構築・推進【子ども・福祉部】 ④福祉施設での受入に係る支援【子ども・福祉部】 ⑤地域での受入体制づくりの促進【子ども・福祉部】 ⑥相談体制の整備【子ども・福祉部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊（ある程度進んだ）	判断理由	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合は目標に達しなかったものの、医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数は目標に達したことから左のとおり判断しました。
----------	------------	------	--

【※進展度：😊（進んだ）、😊（ある程度進んだ）、😐（あまり進まなかった）、😞（進まなかった）】

令和3年度取組概要と成果、残された課題（評価結果）

＜発達支援が必要な子どもへの支援＞

- 県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域における支援体制を強化するため、地域の小児科医等を対象に発達障がいに関する連続講座を開催しました（3回開催）。
- 地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。
- 途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材の育成を行うとともに、「CLM（Check List in Mie）と個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

- 特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高等学校等の教員に対して助言などを行いました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修（2回）を実施しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象に

した研修講座（８回）を実施し、子どもへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもがどの学校にも在籍する可能性があることや、通級による指導を担当する、経験の浅い教員の指導と支援の専門性の向上を図る必要があることから、教員の指導の実践力に応じた研修会を開催するなど、発達障がい支援に係る専門性の向上を図る必要があります。

- 伊勢まなび高校での通級による指導では、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などの取組を進めてきました。みえ夢学園高校においても受講生徒を決定し、通級による指導を開始しました。他の高校においても発達障がい等特別な支援を必要とする生徒が在籍することから、通級による指導を拡大していく必要があります。

【以上、教育委員会】

＜医療的ケアが必要な子どもへの支援＞

- 三重大学医学部附属病院が実施する医療従事者等を対象とした研修事業に対して補助を行うなど、小児在宅医療に関わる人材の育成に取り組みました。引き続き、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制の整備や、人材育成等の取組を促進する必要があります。

【医療保健部】

- 令和３年９月から各地域ネットワークで受付を開始したスーパーバイズ機能〔①支援者への支援（アドバイス機能）および②地域の状況把握、地域で不足している事業所等の課題に対する助言等地域づくりの支援（コンサルテーション機能）〕を担う「医療的ケア児・者スーパーバイズチーム」の活動支援に取り組むなど、地域ネットワークを側面的に支援しました。
- 医療的ケアのスタートアップ（提供開始）を目的に、障害福祉サービス等事業所の看護師および介護職員に対する喀痰吸引等の医療的ケア技術に関する研修会を地域で開催しました。
- 医療的ケア児・者の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児・者に係る関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員、訪問看護師等）を養成するオンライン研修を実施しました（６日間）。
- 障害福祉サービス等事業所への医療機器等購入費や喀痰吸引研修受講費の補助により、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に取り組みました。
- 医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域において安心して暮らしていく上で、訪問診療を行う医師や訪問看護ステーションなどの医療資源、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス事業所の不足が依然として課題となっています。特に、人工呼吸器管理が必要な子どもに対して医療的ケアを提供できる医療型障害児入所施設や短期入所事業所等の障害福祉サービス等事業所が不足しており、医療的ケアが必要な子どもが地域生活を行う上で必要な支援が充分ではないという課題が残されています。

【以上、子ども・福祉部】

- 医療的ケアを実施する教員と看護師免許を有する常勤講師（以下、「看護師職員」）が、必要な知識と技能を身につけられるよう、医療的ケアガイドラインを活用するとともに、スキルアップ研修会（２回）を実施しました。また、看護師職員が指導医等から直接の指導・援助を受けることで、安全で安心な医療的ケアの実施や、保護者の付き添い期間が短縮されるなどの保護者の負担軽減につながりました。看護師職員しかできない人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが増加していることから、引き続き、安全に学校生活を送るための校内支援体制の整備を進める必要があります。

【教育委員会】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合（県）		58.5%	61.0%	0.99	64.0%	67.5%	67.5%
	57.4%	59.4%	60.5%				
医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）		91人	111人	1.00	183人（※）	213人（※）	243人（※）
	71人	107人	153人				

※「医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）」は、令和3年度の実績値をふまえ、令和4年度以降の目標値を上方修正しました。

モニタリング指標	現状値	最新値
「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等のうち50%以上導入している市町数（県）	22市町 (H30年度)	26市町 (R3年度)
5歳児健診を実施する市町数	7市町 (R元年度)	8市町 (R3年度)
在宅での医療的ケア児の数（20歳未満）（県）	241人 (H30年度)	306人（※） (R3年度)

※「在宅での医療的ケア児の数（20歳未満）（県）」の令和3年度には糖尿病管理のみの数を含みます。

令和4年度の改善のポイントと取組方向

<発達支援が必要な子どもへの支援>

- 県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申し込みの際のアセスメントの強化や、地域の小児科医等を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。
- 途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所に加え、新たに小学生への導入を促進します。

【以上、子ども・福祉部】

- 小学校・中学校・高等学校における教員の特別支援教育に関する専門性の向上をめざして、各特別支援学校のセンター的機能による助言等を進めるとともに、小学校・中学校・高等学校の通級による指導担当教員等のニーズに応じた研修会等を実施します。
- 伊勢まなび高校およびみえ夢学園高校の通級による指導において、自己理解やコミュニケーション能力の向上を図る指導の改善に向けた取組を進めるとともに、高等学校のニーズに応じて実施校の拡充に向けた取組を進めます。

【以上、教育委員会】

<医療的ケアが必要な子どもへの支援>

- 保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制やレスパイト体制を構築する取組を支援するとともに、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師や医療ソーシャルワーカー等の医療従事者を対象として、医療と療

育・教育をつなぐ人材の育成に取り組みます。

【医療保健部】

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（通称：医療的ケア児支援法）が令和３年９月に施行されたことを受け、令和４年４月１日に三重県医療的ケア児・者相談支援センター等事業を開始しました。当事業は、センター本部、各地域ネットワーク管轄区域ごとに設置するセンター支部、重症心身障がい児・者を中心に支援する重心センターとで構成され、センター本部は、医療的ケア児・者及びその家族からの相談等に一元的に対応します。また、地域ネットワークへの側面的支援、県内の医療的ケア児・者等のニーズの地域への共有、障害福祉サービス事業者等・保育所・学校等の看護師等への研修を行います。センター支部は、スーパーバイズ機能を担う「医療的ケア児・者スーパーバイズチーム」の活動の中心となり、重心センターは、在宅の重症心身障がい児・者とその家族を支援するため、相談に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの提供を行います。
- 医療的ケア児・者の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児・者に係る関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員、訪問看護師等）を養成する研修を実施します。
- 障害福祉サービス事業所等への医療機器等購入費や喀痰吸引研修受講費の補助により、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に取り組みます。

【以上、子ども・福祉部】

- 医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師職員、教員の連携・協力のもと安全に実施します。高度な医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校に、指導医・指導看護師が巡回することで、安全で安心な環境を整え医療的ケアを実施します。小中学校も含め、学校に勤務する看護師職員の医療的ケアに関する専門性の向上を図るため、研修会等を実施します。

【教育委員会】

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

5年後のめざす姿

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

主な取組内容	①働き方改革や健康経営の推進【医療保健部】【雇用経済部】 ②女性の就労支援【雇用経済部】 ③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】 ④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標を達成したほか、主な取組が概ね進展していることから左のとおり判断しました。
----------	---------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和3年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施し、126社を登録、うち5社を表彰するとともに、優れた取組事例を広く紹介しました。今後も、より多くの企業・業種から申請がなされるよう、申請の少ない業種への企業訪問を行うなど、制度のさらなる周知啓発が必要です。

また、働き方改革をさらに進めるため、働き方改革に意欲的な中小企業等7社にアドバイザーを派遣して、労働環境の改善や生産性の向上などの課題解決を図るとともに、その取組事例を県内に広く展開させるため、取組成果共有会を開催しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況下において、時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークに関する相談窓口を設置するとともに、必要に応じて導入を検討している県内中小企業等10社に対し、アドバイザーの派遣を行いました。

引き続き、県内で広く「働き方改革」が進むよう取り組むとともに、労働力不足が深刻な業種や規模の小さい企業を対象に、課題解決に向けたさらなる取組が必要です。

○働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修（計363名参加）等を実施し、女性の再就職を支援しました。引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に、就労継続の意識啓発を進めていく必要があります。

○三重県労働相談室において、ハラスメントを含む様々な労働相談に対応するため、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めました。

【以上、雇用経済部】

○多くの県民の皆さんが一日の大半を過ごす職場での健康づくりが重要であることから、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度において、191企業を認定しました。また、認定企業のうち、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用して健康経営を加速させる取組を行う5企業に対して「三重とこわか健康経営促進補助金」により支援するとともに、特に優れた健康経営を実践している7企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活習慣が変化し、心身等への影響が生じる一方で、健康への関心が高まり、健康づくりに取り組む県民の皆さんが増加しているこの機を捉え、企業における健康経営の取組をさらに推進していく必要があります。

【医療保健部】

- 県内企業・団体等に対し、「女性の大活躍推進三重県会議」への加入や取組宣言の実施について働きかけを行ったところ、令和4年3月末時点の会員数は550件、自主取組宣言数は177件となり、また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出状況（努力義務分）は令和3年12月末時点で470社（全国5位）となっています。引き続き、女性の活躍推進に賛同いただける企業等の三重県会議への加入促進を行い、女性の活躍推進の気運をさらに高めていく必要があります。
- 「みえの輝く女子フォーラム2022」を開催し、リーダー層や男性の意識改革を促す講演会を開催しました。また、「仕組み」を変えることで「行動」が変わり、女性の活躍につながった事例を表彰する「チェンジ・デザイン・アワード2022」や、参加者が少人数のグループに分かれ、テーマに沿って話し学び合う意見交換会を実施しました。また、常時雇用労働者数100人以下の企業等を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、既に行動計画を策定している企業に対してPDCAサイクルの実践方法等の助言を行い、行動計画の実効性をより高めるフォローアップ支援に取り組みました。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町・企業・団体等に出向き講演する「フレンテトーク」により、男性中心型労働慣行の見直しやハラスメント防止の取組を支援しました。

【以上、環境生活部】

重点目標	元年度	2年度	3年度		4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 （三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」）		78.9%	79.9%	1.00	80.9%	81.4%	83.6%
	77.9%	80.7%	86.1%				

モニタリング指標	現状値	最新値
女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける（キャリアを継続する）方がよい」と考える人の割合 （三重県「e-モニター調査」）	59.3% （H30年度）	59.9% （R3年度）

令和4年度の改善のポイントと取組方向

- 誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方の実現に向けて取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方が大きく変わりつつあります。企業の規模、業種にかかわらず働き方を見直すとともに、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、働き方改革を県内に広

く普及していきます。さらに、時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、引き続き、県内企業への働きかけや支援を行うとともに、企業、経済団体、労働団体、行政など関係団体が一体となって県全体へのテレワークの浸透を図ります。

○働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。

○相談内容が年々複雑・多様化する中で、ハラスメントを含む様々な労働相談に対応するため、引き続き、労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。

【以上、雇用経済部】

○コロナ禍において健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、DXを取り入れ、新しい生活様式にも対応した健康経営を推進します。

【医療保健部】

○県内企業等を対象に、女性が活躍できる環境整備のための目標やビジョンの達成に向けた効果的な取組の実施・改善を行うグループワークを実施するとともに、成果発表会を行い、女性活躍の取組の水平展開を図ります。また、県内中小企業等における一般事業主行動計画策定等の支援に取り組みます。

○ワーク・ライフ・バランスやハラスメントの防止などさまざまなテーマを通して男女共同参画を考える「フレンテーク」を実施し、誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりを支援していきます。

【以上、環境生活部】

令和３年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧

（１）子どもの権利について学ぶ機会の提供等

取組名	取組概要	対象	担当課
「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施	出前トークを実施し、「三重県子ども条例」の理念や条例に基づく取組に県民の方がより一層理解を深め、子どもの育ちへの支援を学んでいただけるように取り組んだ。また、「三重県子ども条例」の施行から10周年を迎えたことを契機として、子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できる機会を提供する取組として、子どもの権利ワークシート及びデジタル絵本を作成し、小学校等に配布した。	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課
「子どもの権利ノート」の配付	新しく児童養護施設に入所する子どもに対し、施設での生活がどのようなものかなどを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付した。また、里親等に委託される子ども向けの「子どもの権利ノート」を新たに作成し、配布した。 (146人)	幼児・小学生～高校生	子ども・福祉部 子育て支援課
移動人権啓発事業	商業施設を利用してパネル展示、啓発物品の配布等を実施し、子どもの権利を含めた人権尊重の思想を県民に広めた。 (実施回数：５回、参加者数：380人)	子ども、 大人	環境生活部 人権センター
三重県立図書館 児童コーナー、 ティーンズコーナー	子どもの知る権利の確保のため、児童書の新刊購入に努めるとともに、図書の閲覧、貸出、参考調査等のサービスの提供を行った。 ・児童等向け図書、雑誌購入（1,779冊） ・児童等向け図書、雑誌貸出冊数（個人貸出）（99,976冊）	子ども、 大人	環境生活部 図書館
「命の大切さを学ぶ教室」の開催	教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う若者の規範意識の向上に努めた。 (開催回数：15回、受講者数：3,676人（うち中高生：3,441人）)	中学生、 高校生、 大学生および教員	警察本部 警務課

(2) 子どもが意見表明する機会の設定等

取組名	取組概要	対象	担当課
児童相談所におけるアドボカシー	平成30年度から、児童相談所職員等を対象にアドボケイト養成研修を行い、「職員の支援が子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる」「子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保障する」といったアドボカシーの原則等を学んでいる。 また、一時保護所において、アドボケイトの試行的取組を実施している。	～高校生	子ども・福祉部 子育て支援課
キッズ・モニターアンケートの実施	県の施策に子どもの意見や状況を取り入れるため、子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニターアンケート」を実施した。（実施回数：6回） （テーマ） ①コロナ禍における子どもの生活と子どもの権利について（子ども・福祉部） ②これからの公園について（県土整備部） ③食の安全・安心について（農林水産部） ④手話について（子ども・福祉部） ⑤ユニバーサルデザインについて（子ども・福祉部） ⑥キッズ・モニターについて（子ども・福祉部）	小学4年生～高校生	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課
ありがとうの一行詩コンクールの実施	コロナ禍であらためて認識した家族や仲間などへの感謝の気持ちを伝えることをテーマに、ありがとうの一行詩を募集し、75作品を表彰した。（応募作品数：9,565作品）	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
明るい選挙啓発ポスターコンクール	選挙が明るく正しく行われるよう啓発用のポスターを募集し、県審査特選作品については中央審査（主催は（公財）明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会等で文部科学省、都道府県教育委員会の後援）へ出品した。 （参加校数：県内14市町164校、参加者数：1,045人）	小学生～高校生	選挙管理委員会
人権メッセージ募集	県民が、差別をなくすために真剣に取り組み、県民一人ひとりが、人権啓発の主体者であることの意識付けにつながるよう人権メッセージを募集した。（取組件数：2,744件）	子ども、大人	環境生活部 人権センター
人権ポスター募集	県内の小中高等学校等の児童・生徒が人権について考え、表現する機会としてポスターを募集した。優秀作品により人権カレンダーの作成や巡回展示による啓発を行った。 （取組数：140校 取組数：22,118人）	子ども（小・中・高校生等）	環境生活部 人権センター
薬物乱用防止ポスター	薬物乱用を許さない社会づくりを推進するため、中学生、高校生から薬物乱用防止の大切さを同世代に訴えるポスターを募集し、入賞作品は県内で展示するとともに、三重県ホームページに掲載した。 （応募点数：1,428点）	中学生～高校生	医療保健部 薬務課
地球温暖化防止啓発ポスターコンクール	県民の地球温暖化防止への関心、意識を高めることを目的として、小・中学生を対象にポスターコンクールを実施した。 （応募者：小中学校 96校、1,700人）	小学生、中学生	環境生活部 地球温暖化対策課
野生生物保護啓発ポスターコンクール	ポスター制作を通して野生生物についての保護意識を高めるとともに、県民への普及啓発を図ることを目的として、小学生～高校生を対象にポスターコンクールを実施した。 （応募数：小・中・高等学校 109校、1,295人）	小学生～高校生	農林水産部 みどり共生推進課
全日本中学生水の作文コンクール	8月1日の「水の日」および8月1～7日の「水の週間」に合わせ、中学生が水について理解を深めるための取組の一環として「全日本中学生水の作文コンクール」を実施した。（テーマ：「水について考える」、三重県応募総数：481作品）	中学生	地域連携部 水資源・地域プロジェクト課
土砂災害防止に関する絵画・作文	土砂災害の防止と被害の軽減を図るため、国と各都道府県では、毎年6月を「土砂災害防止月間」として、各種の活動を実施した。その活動の一環として、小中学生を対象とした絵画・作文を募集し、優秀な作品を表彰する取組により啓発に努めた。 （応募数：小中学校8校、38件）	小学生～中学生	県土整備部 防災砂防課

取組名	取組概要	対象	担当課
河川・海岸愛護 ポスターの募集	川と海の役割や大切さについて理解と関心を深めるため、国と各都道府県では、毎年7月を「河川・海岸愛護月間」として、各種の活動を実施している。その活動の一環として、小中学生を対象にポスターを募集し、優秀な作品には知事賞・議長賞等の授与を行った。 (応募数：小中学校38校、233件)	小学生～ 中学生	県土整備部 河川課
国土と交通に関する 図画コンクール	人びとの生き生きとした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しい良好な環境等を実現するためのハード・ソフトの基盤形成への理解を深めてもらう活動として、国の取組に呼応し、小学生を対象に図画を募集し優秀な作品を表彰することにより啓発に努めた。 (応募数：県内2校、13件)	小学生	県土整備部 県土整備総務課
交通安全メッ セージ運動	子どもが保護者等の身近な人と交通安全に関するメッセージ交換をすることで、子どもの交通安全意識を高め、家庭からの交通安全意識の向上を図った。 (参加者：29校(園)、2,482組)	子ども、 大人(主 に保護 者)	環境生活部 くらし・交通安全 課
ビブリオバトル 推進事業	ビブリオバトル(書評合戦)を活用した読書活動の推進(校内行事等への導入をはじめとした普及活動、ビブリオバトル大会の開催)により、中学生・高校生の思考力・判断力・表現力等の育成を図った。 (中学生・高校生ビブリオバトル大会及び普及活動参加校数：44校)	中学生 高校生	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課

(3) 子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

取組名	取組概要	対象	担当課
人権まなびの発表会	学校で取り組んだ人権学習や人権に関する生徒の自主的な活動の成果を発表・交流する「人権まなびの発表会」を実施した。8校が参加し、6校の生徒が取組を発表した。各校の発表を後日、動画で配信し、希望する学校の生徒が視聴した。 ・実施日：11月7日 ・開催場所：三重県総合文化センター ・参加者数：50名（生徒及び教育関係者） ・動画視聴期間：11月15日～12月24日 ・視聴者数：116名（31校）	高等学校・特別支援学校高等部の生徒および教育関係者	教育委員会事務局 人権教育課
高校生フェスティバル	「三重県立高等学校産業教育フェア」「みえ高文祭」「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」「高校紹介ひろば」を実施し、高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信した。 ・実施日：11月5～7日 ・開催場所：三重県総合文化センター、イオンモール津南 ・参加生徒延べ約1,800人、一般来場者延べ約52,300人	子ども、大人	教育委員会事務局 高校教育課
みえの地物が一番！朝食メニューコンクール	小学生（5・6年生）および中学生を対象に、子どもたち自身が地場産物を使用した朝食メニューを考え、調理するコンクールを実施した。この取組を通して、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けるとともに、地場産物や生産者についての理解を深めた。 （応募総数：小学生の部 1,507作品、中学生の部 5,671 作品、優秀賞各部5作品）	小中学校・特別支援学校の児童生徒	教育委員会事務局 保健体育課
三重県高等学校科学オリンピック大会	高校生が学校ごとのチームで、授業での学習をベースに生活に関連した課題に取り組むことにより、数学・理科・情報や科学技術に対する興味や関心を喚起するとともに、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図った。 （10月16日開催 11校、11チーム 参加人数 88名）	高校1、2年生	教育委員会事務局 高校教育課
みえの子ども「夢☆実☆現」応援プロジェクト	子どもの創意あふれる熱い思いをもとに、夢の実現に向けて子ども自身が考え工夫しながら実施する活動について、県内企業などと支援を行い、5組の子どもが夢の実現に向けて取り組んだ。 また、みえの子ども「夢◇宣◇言」プロジェクトでは、子どもの将来の夢やいま取り組みたいこと等を宣言する動画を募集し、県ホームページで公開した。	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
みえこどもの城の運営	みえこどもの城において、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びを提供した。（運営は指定管理にて民間団体に委託） ・プレイランドの遊具やカプラ（積み木）の設置 ・芸術分野や科学分野の工作メニューや紹介動画の提供 ・クライミングウォールの実施 ・各種イベントの実施	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
発明くふう展	子どもたちの発明・発見への関心をいっそう高め、ものづくりの楽しさや未来の科学への夢を喚起し、子どもたちの「科学の心」を育成することを目的として、子どもたちの発明に関する作品138点（工作79点、絵画59点）を展示する「発明くふう展」を開催した。 ・開催日：10月16日、17日 ・開催場所：津リージョンプラザ3階展示室 ・参加人数：346人	幼児～高校生	雇用経済部 ものづくり産業振興課
三重県環境学習情報センター	社会見学の受入れ、各種環境講座の実施等を通じて、環境保全に関する気づきや実践への機会を提供した。 ・見学視察、体験教室（学校関係103回、6,491人、一般46回、97人） ・夏休みこども環境講座（5回、109人参加）等 （環境教育参加者数：15,522人）	子ども、大人	環境生活部 地球温暖化対策課
キッズISO14000プログラム	小学校、企業、行政が連携してキッズISO14000プログラムに取り組むことにより、家庭を巻き込んだ環境保全活動を推進した。 （参加児童数：小学校5校、259人）	小学生、大人	環境生活部 地球温暖化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
花育の取組（フラワーブラボーコンクール）	中日新聞社と7県1市が主催となり、学校環境の美化と豊かな情操教育、花による地域の快適な環境作りなどに役立てることを目的に、小中学校等を対象とした学校花壇コンクールを開催した。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学校花壇コンクールの審査・表彰は中止とし、その代替として、参加校が中日新聞社に花壇の作成報告を行い、作成記念の参加証や額縁付き写真パネルが贈呈された。 （FBC参加校数：53校　うち写真パネル贈呈校　小学校7校、中学校2校）	小・中学生	農林水産部 農産園芸課 教育委員会事務局 小中学校教育課
鈴鹿青少年センター主催事業「親子防災アウトドア体験」	予定していた野外炊飯は取りやめ、防災をテーマにした野外での体験活動を実施して、家族で防災について考える機会の提供を行った。 （実施日：5月22日、参加者数：9家族20人）	小中学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「わくわくファミリーキャンプ」	小中学生とその保護者が、親子で行う創作活動や野外炊飯等に挑戦して、家族で協力し目的を達成する体験を実施した。 （実施日：11月20日、参加者数：30人）	小中学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「ウィンターアドベンチャー」	小学生を対象に、鈴鹿青少年の森でのウォークラリーやクリスマスリース作りに挑戦して、自然の中での活動やものづくりの体験を実施した。 （実施日：12月4日、参加者数：30人）	小学生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「わくわくファミリーキャンプ冬編」	小学生とその保護者が、アウトドアクッキングや自分で作った凧の凧あげ、宝探しラリーなどの屋外を中心とした日帰りキャンプを体験し、自然に親しみ家族で協力しあう作業を行った。 （実施日：1月8日、参加者数：12家族28人）	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「春の野草ウォッチング」	小学生とその保護者が講師から野草の観察要領や注意事項の説明を受け、自然の家周辺を散策し、観察を行い、昼食には採取した野草の天ぷらや蕨入りのうどんに舌鼓をうち、春の味覚を味わった。 （実施日：4月3日、参加者数：9家族21人）	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「ふれあいファミリー農園」	大自然の中で、親子で協力し、ジャガイモ堀りや野外炊事を行い、収穫の喜びを味わった。 （実施日：6月12日、場所：少年自然の家野外炊飯設備、参加者数：5家族13人）	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「親子DEキャンプ」	親子でカヤック等のマリンスポーツや弓矢づくりを協力して行い、テント設営、野外炊事等を行った。 （実施日：7月24日、場所：新鹿海岸、参加者数：6家族21人）	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「凧づくり教室」	施設スタッフが講師となり、参加者にはオリジナル凧づくりに挑戦してもらい、様々なイラスト等で仕上げ、午後からは海岸に場所を移し凧あげを行った。 （実施日12月12日、場所：自然の家、参加者数：9家族21人）	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「野鳥観察会」	双眼鏡やスコープで講師の指導、説明を受けながら、最後に講師と「鳥合わせ」を行った。その結果26種類の野鳥が観察されたことが確認された。 （実施日：1月16日、場所：御浜町志原水田、参加者数：9家族20人）	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

取組名	取組概要	対象	担当課
森林環境教育・ 木育の推進	森林の持つさまざまな機能や木材利用への理解を深めるとともに森林教育について知っていただくため、学校等における出前授業の実施や、木や森林を活用した体験を通して子どもが木や森林について楽しみながら学べるイベント「森に集まれ！みえ森フェスタ2021」「森の学校」の企画・開催、木製玩具の展示・体験イベント「ミエトイ・キャラバン」の開催、森林をフィールドとして子どもたちが主体的に活動するプログラム「自然環境キャンプ」の実施、森林教育の指導者養成等に取り組んだ。 （出前授業15回実施、「森に集まれ！みえ森フェスタ2021」開催日：11月20日、場所：三重県民の森、「森の学校」17回開催、「ミエトイ・キャラバン」2回開催、「自然環境キャンプ」1回実施、指導者養成講座 11回実施）	子ども（小学生が主）、大人	農林水産部 森林・林業経営課

（４）子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

取組名	取組概要	対象	担当課
預かり保育の推進	私立幼稚園において、地域の実態や保護者のニーズに応じ、正規の教育時間開始前や終了後、および休業日に教育活動を実施するための人件費に対し助成を行った。 （助成私立幼稚園数：８園 令和３年度交付決定数）	学校法人	子ども・福祉部 少子化対策課
放課後子ども教室の推進	放課後児童対策の一つとして、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、活動場所を設け地域の方々の参画を得て文化スポーツ学習活動などの取組を支援し、子どもが地域社会の中で健やかに育まれる居場所を確保した。 （実施地域：20市町、教室数：74教室 放課後子ども総合プラン実施状況調査より）	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
放課後児童健全育成事業の推進	放課後児童対策事業費補助金を支給する等、市町が行う放課後児童クラブ施策を支援した。 （実施地域：29市町、クラブ数：438クラブ 放課後子ども総合プラン実施状況調査より）	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
保育士に対する研修の実施	新任保育士の資質の向上や就業継続支援を図るための研修、人権問題についての正しい知識を習得するための研修等を実施した。 （新任保育士就業継続研修：169人、人権保育専門講座：10市町、16講座）	保育士等	子ども・福祉部 少子化対策課
特別保育の促進	市町が実施する延長保育（私立166か所）（R3. 3. 31時点 延長保育等実施状況調査より）、病児保育（19か所）（R3. 4. 1時点）など多様な保育サービスを支援した。	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
幼稚園教育研究協議会の開催	教員等の指導力を高め、本県における幼児教育の振興・充実を図るため、県内の国公立幼稚園、認定こども園、保育所、小学校の教員等、市町教育委員会等関係者を対象に、幼稚園の教育課程の編成及び実施や保育技術に関する専門的な講義、研究協議を行った。 （参加者数：245人）	幼稚園教諭等	教育委員会事務局 小中学校教育課
不登校対策事業	3地域の教育支援センターをモデルとしてスクールカウンセラー（ＳＣ）とスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を配置し、専門的な支援を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら訪問型支援を進めた。学校においては、全ての教員が不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行えるよう、公立学校における支援事例をデータベース化し、運用を開始した。また、小中学校の連携による「魅力ある学校づくり」や、心の回復力を育むための「レジリエンス教育」の実践プログラムの作成に取り組んだ。さらに、民間施設（フリースクール等）で行われる体験活動への支援や、保護者を対象とした相談会を開催するなど、不登校児童生徒への多様な支援を進めた。	児童生徒 教職員 保護者 フリースクール 教育支援センター	教育委員会事務局 生徒指導課
スクールカウンセラー等活用事業	いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラー（ＳＣ）を各公立中学校区と高等学校、特別支援学校８校と各教育支援センターに配置した。また、学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を派遣するとともに、ＳＳＷが高等学校と中学校区を巡回し、関係機関との連携のもと、課題の解決に向けた支援を進めた。さらに、生徒の日常的な相談に対応するため、教育相談員を希望する中学校と県立学校に配置した。 【ＳＣの配置校：全151中学校区（小学校306校、中学校150校、義務教育学校１校）、高等学校56校、特別支援学校8校、教育支援センター20箇所】 【ＳＳＷの配置：20人を県教育委員会に配置】 【教育相談員：中学校121校、県立学校24校】	児童生徒 教職員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課

取組名	取組概要	対象	担当課
みえの親スマイルワークの活用	教育委員会や三重県PTA安全互助会と連携し、親の役割や自身の成長について、気づき、学び合う機会を提供する参加型のプログラムである「みえの親スマイルワーク」を活用し、子育て支援センター、就学時検診等で、子育て中の親を対象にワークショップを開催した。 （実施回数13回、299人参加） また、コロナ禍で事業としてスマイルワークを実施することが難しいため、子育て支援センターの職員が適宜、ワークショップを行えるよう、市町職員向けの講習会を実施した。 （津市2回、松阪市1回）	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子育て家庭応援クーポン	地域の商店や企業の協賛による、18歳未満の子育て世帯及び妊娠中の世帯に対して割引やサービスの提供を働きかけた。 （協賛企業数：2,440店舗 令和4年3月末現在）	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課
みえ次世代育成応援ネットワークの活動促進	社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するために、地域の担い手である企業や子育て支援団体等が参画し活動している「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大および活動促進を図った。 （会員数：1,592 令和4年3月末現在）	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子どもの育ち支援活動拠点の設置・運営	子どもの育ちを応援する「みえの子ども応援プロジェクト」の活動拠点として、商業施設に「よっかいちステーション」を設置し、毎週火曜日と第4土、日曜日に、企業や団体等がボランティアとして、おもちゃの病院、太鼓体験、工作など、親子がふれあいながら楽しむ機会を提供した。（来場者数14,200人）	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課
県生涯学習センター講座	市町行政や関連施設等と連携しながら、地域の課題解決に向けた人材育成講座等を実施した。テーマは市町のニーズに基づき決定した。 ※子どもへの絵本の読み聞かせをテーマにした講座を実施 会場 ハイピア伊賀 6月12日 65人、11月26日 50人 ※学校図書館の運営についての講座を実施 会場 志摩市立図書館 1月12日 11人	大人（読書ボランティア等）	環境生活部 文化振興課
みえ子ども医療ダイヤル（#8000）	子どもの急な病気や事故、薬に関する心配について、医療関係の専門職員が電話相談に応じた。 ・相談時間：毎日19時30分～翌朝8時00分 ・相談件数：8,263件	大人	医療保健部 医療政策課
「女性が働きやすい医療機関」認証制度	子育て時の当直免除など女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を目的に、女性が働きやすい勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を認証しており、広く周知を図った。 ただし、令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による医療機関の負担等を考慮し、募集および審査を見送った。 （これまでに18医療機関を認証しており、令和4年度は募集を再開する見込み）	医療機関	医療保健部 医療介護人材課
いじめ電話相談	子ども、保護者等を対象にいじめ電話相談を実施した。 （相談時間：毎日24時間（365日）） ・いじめに関する相談件数 119件	子ども 保護者等	教育委員会事務局 研修企画・支援課
教育相談	子ども、保護者、教職員を対象にプレイセラピーやカウンセリング等の面接相談、電話相談を実施した。 （相談時間：年末年始祝日を除く月水金9時～21時、火木9時～17時） ・電話相談件数 3,705件 ・面接相談件数 5,808件	子ども 保護者 教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課
体罰に関する電話相談	子ども、保護者等を対象に体罰に関する電話相談を実施した。 （相談時間：年末年始祝日を除く月水金9時～21時、火木9時～17時） ・体罰に関する相談件数 3件	子ども 保護者等	教育委員会事務局 研修企画・支援課

取組名	取組概要	対象	担当課
子ども専用電話相談	子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「子どもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう手助けを行った。虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応した。 ・フリーダイヤル ・相談時間：年末年始を除く毎日13時～21時 ・相談件数：1, 026件	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
妊娠レスキューダイヤルの設置	若年層の望まない妊娠で周囲に相談できない等子どもたちの悩みに対する電話相談窓口を運営するとともに、医療・保健・教育・福祉等関係機関が連携し早期からサポートすることで児童虐待の未然防止に努めた。 また、令和2年6月からは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加した若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、SNS相談も実施している。 ・相談時間：毎週 月・水 15:00～18:00、土 9:00～12:00 （年末年始、祝日を除く） ・相談件数：電話164件、LINE256件	若年層 （10歳代）	子ども・福祉部 子育て支援課
思春期保健指導セミナー	中高生の性や望まない妊娠等、思春期の子どもたちや家族が抱える性にまつわる問題を関係者が共通理解し、各々の機関で実践に活かす手法を学ぶ目的でセミナーを開催した。 （開催日：2月11日、開催形式：オンラインによるWeb及びYouTubeでの限定配信 参加者数：471人）	大人（医療関係者・教育関係者、保健関係者等）	子ども・福祉部 子育て支援課
給食施設巡回指導	給食を実施している保育所等児童福祉施設、私立幼稚園及び学校に栄養指導員が巡回し、管理栄養士、栄養士の配置及び適切な栄養管理等の実施について指導助言を行うとともに、食育の視点も捉えた指導を実施した。 ・巡回指導施設数：17施設	施設管理者および給食従事者	医療保健部 健康推進課
若年層の自殺対策推進体制構築事業	子どもの自己肯定感を高めるとともに、ストレスとの付き合い方や問題に遭遇した時、周囲に助けを求めることが大切であることを伝え、また、相談しやすい環境づくりや精神疾患への早期支援を地域の実情に応じて取り組んだ。 ・専門相談窓口の設置 新規相談件数 233件 ・アウトリーチ型支援 49件 ・教職員等を対象とした研修：2回、75名受講 ・生徒を対象とした自殺予防の授業：7回、1, 177名受講 ・保健医療・教育関係者等を対象とした研修：1回、16名受講 ・関係機関による支援ネットワーク会議への参加助言等：2回	主に中高生およびその保護者・学校関係者	医療保健部 健康推進課
人権に関わる相談員スキルアップ講座等	人権の視点での県内各機関の相談員等の資質向上を図るため、人権に関わる相談員等スキルアップ講座を開催した。 ・講座「子どもの権利を基盤にした子どもとの関わり方～困窮世帯の子どもたちとの活動から見えること～」「多様な性、家族のおもい～当時どうおもい、どう行動して、これからどうおもい～」2講座 （取組数：2講座、参加者数：91人）	大人（人権に関わる相談員）	環境生活部 人権センター
SNSを活用した相談	いじめをはじめとするさまざまな悩みを抱える子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるよう、多言語でも相談できるSNSを活用した相談を実施した。 ・開設期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日 ・相談時間：平日午後5時から午後10時まで ・対象者：県内全ての中学生、高校生 ・相談件数：577件	子ども	教育委員会事務局 研修企画・支援課

取組名	取組概要	対象	担当課
子どもの心サポート事業	思春期の子どもたちの悩みや不安に対する理解と適切な支援が行えるよう、教育相談に関する研修講座を実施した。教職員の資質向上を図るとともに、学校では解決が困難なケースを中心に、カウンセリングや心理療法等の面接相談を実施した。 ・思春期の子どもの心を理解する研修講座数 3講座 ・思春期の子どもに係る面接相談件数 3,044件 教育相談に関する研修講座を実施し、児童生徒の心の問題に対する理解と適切な支援が行えるよう、教職員の資質向上を図った。また、学校における教育相談体制の確立に向けて、中核的リーダーを育成する研修を実施した。 ・教育相談に関する研修講座数 18講座 ・のべ受講者数 603人	子ども 保護者 教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課
生活困窮家庭の 子どもの学習支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域（多気町を除く郡部）の生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む）の中学生を対象に、学習習慣の確立、志望校への進学支援などの学習支援を行った。また、高校生をはじめ、高校を中退した人、中学校卒業後進学していない人（「高校生世代」という。）を対象に、進学、就労に向けた進路選択や再就学等の相談支援等に取り組んだ。 ・支援者数：高校生世代5人 中学生9人（うち中学3年生6人全員が高校進学）	中学生 高校生世代	子ども・福祉部 地域福祉課
日本語指導の充実	外国人生徒支援専門員を活用し、外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による学習指導や進路相談、放課後の日本語学習クラブ（年間19回）を実施した。また、日本語指導が必要な外国人生徒等の学習指導に係る情報について、調査票を活用して中学校から高等学校へ必要な情報の引継ぎを行う取組を進めた。 ・外国人生徒支援専門員の配置 6人（うち2人はコロナ対応） ・調査票を活用した中学校から高等学校への情報の引継ぎ 7市で実施	高校生、 教員	教育委員会事務局 高校教育課
多文化共生社会 のための外国人 児童生徒教育推進事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒が、将来、社会の一員として自ら能力を発揮し活躍できるよう、外国人児童生徒の在籍が多い拠点校等のノウハウを生かした受入体制整備を進めるとともに、外国人児童生徒巡回相談員（令和2年度の14名から1名増員し15名）を派遣し、日本語指導、学校生活への適応指導の充実を図った。 さらに、ICTを活用したオンラインによる日本語教育を実施し、散在地域の児童生徒等の日本語教育の充実を図った。（利用者14名）	小中学生、 教員	教育委員会事務局 小中学校教育課
教職員研修	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善による授業力向上や教育課題への対応力等の専門性について、経験や職種に応じた研修を実施した。また、言語活動を中心とした授業づくりのための英語指導力向上の研修、1人1台端末等を活用した授業実践をするためのICT活用指導力向上の研修を実施した。学校改善や授業研究を推進できる人材を育成する研修、日本語指導を地域や学校において推進できる人材を育成する研修を実施し、中核的リーダーを育成した。 ・実施講座数 568講座 （内訳）集合研修 172講座 遠隔研修 375講座 中止 21講座 ・受講者数 40,483人	教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修推進課
個に応じた指導 （みえスタ ディ・チェック のCBT化）	○令和3年度第2回みえスタディ・チェックから、学習端末を活用し、CBT（Computer Based Testing）で実施した。CBTで実施することにより、児童生徒は、実施後すぐに設問ごとの正解・不正解を確認するとともに、正解の場合は、さらに難しい問題を、不正解の場合は、学習内容を遡った問題を提供し、一人ひとりの定着度に合わせたきめ細かな指導を進めた。 ○授業や朝の学習、補充学習で活用できる「割合」「図形」「読む力・伝える力」の問題をCBT化して児童生徒の学習端末に提供した。問題を解答して、正解の場合は、さらに難しい問題を2問、不正解の場合は、学習内容を遡った問題を2問提供した。	小中学校 教職員 小中学校・特別 支援学校の児童 生徒	教育委員会事務局 学力向上推進PT

取組名	取組概要	対象	担当課
子どものつまずきに対応したワークシート等の提供	○授業改善の充実を図るため、学習指導要領の趣旨や内容に基づき、みえの子どもたちのつまずきに対応したワークシート集「学-Viva!! セット」を年3回県内小中学校に冊子で提供した。学-Viva!! セット2月提供分（第22弾）については、紙媒体の他、小学校第5学年および中学校第2学年の学習端末にも提供した。 ○三重県教育委員会がこれまで作成し紙媒体で提供していた小学校第4学年から中学校第3学年までの国語、算数・数学、理科のワークシート（現在約2,400シート）を児童生徒の学習端末に提供した。 ○小学校第5学年および中学校第2学年の児童生徒の学習端末に、国語、算数・数学の課題のある基本的な問題（2月1日から3月25日まで。毎日1問。5～10分程度でできる問題）を提供した。	小中学校教職員 小中学校・特別支援学校の児童生徒	教育委員会事務局 学力向上推進PT
みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業	子どもたちが運動の楽しさや喜びを知り、運動することが好きになるよう、研修会等をとおして指導の工夫や改善を図った。さらに、学校・家庭・地域が主体となって子どもたちが運動する機会を増やすよう取り組むとともに、生活習慣の改善を総合的に推進し、体力向上に向けた取組を継続的に進めた。なお、就学前教員対象研修会、小学校教員対象研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン開催とした。 ○就学前教員対象研修会 2月 24名参加 ○小学校教員対象研修会 8月 364名参加 ○中・高等学校研修会 3月 7名参加	就学前・小学校・中学校・高等学校の教員および児童生徒、幼児と保護者、市町等教育委員会等	教育委員会事務局 保健体育課
元気アップブロック別協議会	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における三重県の結果から、体力向上の取組成果と課題について情報を共有し、各学校が令和4年度の目標や計画を設定する「みえ子どもの元気アップシート」の作成取組について説明した。また、効果的な1学校1運動を提示し、本県の不得意種目を克服するため、各校の取組事例等、グループ協議による好事例を共有した。 ・3月14日、15日 計480名参加	小学校・中学校・高等学校の教員、市町等教育委員会等	教育委員会事務局 保健体育課
運動部活動サポーター派遣事業	中・高等学校の部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、部活動の取組を充実させた。 （県立高等学校37校に対し延べ51人を派遣）	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
運動部活動指導員配置促進事業	中学校（文化部を含む）・高等学校の運動部活動に、教育に対する理解及び専門的指導力を備えた地域の指導者を、運動部活動指導員として配置することで、顧問教員の負担軽減や運動部活動の充実・活性化を図った。 （中学校52校に対し74人配置、県立高等学校21校26人を配置）	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
武道等指導充実・資質向上支援事業	中学校における武道・ダンスの必修化に伴う課題を解決するため、安全に配慮した指導ができるよう、専門性を有する地域の武道・ダンス指導者を外部指導者として中学校に派遣し、保健体育科における武道・ダンス授業の充実を図った。 （中学校19校に対し26人（実人数））	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
子ども読書活動推進会議	「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づく県の取組や課題について、各委員の専門的な知識や実践をもとに読書活動推進のための幅広い意見を聴取するとともに、県の推進計画の進捗状況の定期的な管理と新たな推進施策について提案・検討のための会議を開催した。 （2回）	三重県子ども読書活動推進会議委員	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座	地域学校協働本部関係者、コミュニティスクール関係者、教職員等を対象に地域が学校と連携・協働して地域を創生する「地域・学校協働活動」の中核を担う地域学校協働活動推進のためのコーディネーターの育成を図るため養成講座を実施した。 （4年間で8回計画：本年1年次、7月16日、10月18日：延べ参加者数119名）	地域学校協働本部関係者、コミュニティスクール関係者、教職員等	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

取組名	取組概要	対象	担当課
フォローアップ講座	コーディネーター養成講座認定者にさらなる学びの場とネットワーク作りのため、当該地域の課題に気づく場を設けるとともに、各地域の課題を明らかにし、受講者同士で考え、解決の道筋を学ぶ場を2回行った。（11月30日、2月25日：延べ参加者数36名）	地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座の認定者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
少年相談110番	少年や保護者等から家庭問題、交友問題、学校問題、犯罪被害等の悩みや困り事の相談に応じ、必要な指導・助言を行った。 ・フリーダイヤル ・相談時間：祝祭日、年末年始を除く月から金曜日9時から17時（相談件数：33件）	子ども、保護者、教職員等	警察本部 少年課
「三重県版コネクションズ」による非行少年の立ち直り支援等	家庭、学校、交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年に対し、少年警察協助手、大学生ボランティア等の少年警察ボランティアや関係機関・団体等と連携し、農業体験や社会奉仕体験活動等の立ち直り支援に取り組んだ。 （支援対象少年：8人、支援回数：23回）※令和3年1月～12月	非行少年被害少年	警察本部 少年課
インターネット上の違法・有害情報から少年を守る対策	インターネット利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、携帯電話販売店に対し、スマートフォン等販売時に使用者が子どもである場合には保護者に対するフィルタリングの説明・推奨等を徹底するよう要請した。 （携帯電話販売店：延べ12店舗）※令和3年1月～12月 非行防止教室等を通じ、児童・生徒、保護者等に対してインターネット利用に潜む危険性やフィルタリングの必要性、家庭でのルールづくり等の啓発を実施した。 （インターネットに係る非行防止教室実施回数：延べ163回、参加者数：延べ18,557人、うちリモート教室 4回、462人）	携帯電話事業者 小学生～高校生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
インターネットの適正利用の推進	児童生徒に関わるインターネット上の問題ある書き込みを検索するネットパトロールについて、例年実施している年3回（平日15日間を3回）に加え、新型コロナウイルス感染症に係る不適切な書き込み等の検索を、平日の毎日実施した。さらに、ネットパトロールでは検知が難しい、SNSなどでの閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、県民の方が、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を運用した。把握した書き込みは学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応した。	児童生徒 教職員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課
「非行防止・薬物乱用防止教室」の開催	少年の規範意識を向上させるため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を訪問し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催した。 （実施回数：延べ340回、参加者数：延べ33,046人、うちリモート教室13回、1,001人）	幼児～高校生、大学生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
学校薬剤師による薬物乱用防止教室「くすりの正しい使い方教室」	覚醒剤や大麻などの違法薬物の乱用だけでなく、医薬品を医療目的から逸脱した用量や用法などの医療目的以外で使用することも薬物乱用であるため、薬局等で購入できる一般用医薬品などのくすりの服用方法や副作用などくすりの正しい使い方について、学校薬剤師が薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止教室を実施した。 （実施校数：123校）	小学生（高学年）～高校生	医療保健部 薬務課
薬物乱用防止教育認定講師等による薬物乱用防止教室「ダメ。ゼッタイ教室」	ライオンズクラブ国際協会334-B地区と公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが共同で認定した薬物乱用防止教育認定講師等が実施した。 啓発用ビデオやCD-ROMを活用した薬物乱用防止教育と地域のおじさんやおばさんとして、人生の豊富な経験を生かし「語り部」として、生き方「ライフスキル」を小中高生に伝えた。 （実施校数：90校）	小学生～高校生	医療保健部 薬務課

取組名	取組概要	対象	担当課
青少年健全育成協力店運動	「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めるとともに、立入調査を実施した。 (子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合：99.3%(令和4年3月末現在))	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子ども農山漁村ふるさと体験推進事業	農山漁村でのふるさと体験活動を通じて、小学生～大学生に学ぶ意欲や自立心を育み、その力強い成長を支えるため、受け入れ地域の体制整備や体験指導者の育成を行った。 (受入地域16地区)	農山漁村 地域の大人	農林水産部 農山漁村づくり課
防犯ボランティア団体等との連携による子ども見守り活動等の推進	「防犯ボランティア団体物品支援事業」により、防犯ボランティア団体に対して防犯活動用物品の配布等の支援を行った。また、政府において策定された「登下校防犯プラン」に基づき、事業所等が通学路等において、平素の活動を通じて子供の見守りを行う「ながら見守り」の実施を働き掛けたほか、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の拡大など、子どもの安全を確保する活動の活性化を図った。 (防犯ボランティア団体物品支援事業対象団体数：15団体、子ども安全・安心の店認定数：1,337事業所)	防犯ボランティア団体のほか、ボランティア活動に従事する事業所等	警察本部 生活安全企画課
「交通安全アドバイザー」の派遣	保護者、学校関係者等が、日常生活の中で模範的な行動を取り、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、子どもに対し、交通ルールや交通マナーを教えられるよう「交通安全アドバイザー」による参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。 (7回、保護者：107人) また、「自転車って?」「ヘルメットの大切さ」と題した交通安全教育動画を作成し、YouTube三重県警察公式チャンネルに掲載した。	幼児・小学生、保護者および高齢者	警察本部 交通企画課
交通安全指導者講習会	小学校、中学校、高等学校の教員を対象に、児童・生徒に対する自転車の乗り方等の交通安全指導を行う指導者講習会を実施した。 (開催日：10月5日、10月12日、参加者数：31人)	大人(教員)	環境生活部 くらし・交通安全課
働きやすい職場づくり事業	誰もが働きやすい職場づくりを目的に、残業時間の削減や休暇の取得促進、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりなどに積極的に取り組む企業等を登録するとともに、特に優れた実績を有する企業等を表彰し、併せて優れた取組事例を広く紹介した。 (令和3年度登録数：126社、表彰：5社、表彰式：3月25日開催)	企業等	雇用経済部 雇用対策課
働き方改革取組拡散事業	働き方を見直し、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進するため、セミナーの開催や優良事例の紹介などによる普及・啓発を行った。 【セミナー等の開催】 ○働き方改革セミナー 9月2日(オンライン開催)80名参加 ○働き方改革取組中間成果共有会 12月13日(オンライン開催)7社参加 ○取組成果共有会及びセミナー 2月8日(オンライン及び会場開催)45名参加	企業等	雇用経済部 雇用対策課
教員のための博物館の日2021	三重県教育委員会、三重県立美術館と連携しながら、幅広い層の教員の皆さんに博物館に親しんでいただくとともに、貸出教材や出張講座など博物館の資料や活動を、授業で活用できる学習資源として知っていただくことを目的に実施した。 ・開催内容 ①三重県総合博物館概要説明②アウトリーチ活動の紹介③三重県立美術館の教育プログラム説明④施設見学、常設展見学⑤博物館を活用した授業づくり (開催日：12月24日、参加者数：20名)	大人(教員)	環境生活部 総合博物館